

令和6年白川町議会第1回定例会会議録（第3日）

1. 応招年月日 令和6年3月11日（月）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 一般質問

日程第3

議第2号 令和6年度白川町一般会計予算

議第3号 令和6年度白川町国民健康保険特別会計予算

議第4号 令和6年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算

議第5号 令和6年度白川町介護保険特別会計予算

議第6号 令和6年度白川町後期高齢者医療特別会計予算

議第7号 令和6年度白川町簡易水道事業会計予算

3. 出席議員 1番 田口守也君、 2番 杉山哉史君、 3番 伊佐治優君、
4番 三戸勝徳君、 5番 佐伯好典君、 6番 梅田みつよ君、
7番 今井昌平君、 8番 渡邊昌俊君、 9番 藤井宏之君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	佐伯正貴君、	副町長	安江章君、
教育長	鈴木雅史君、	総務課長	藤井充宏君、
庁舎整備室長	竹腰耕太郎君、	企画課長	渡口彰規君、
町民課長	今井恵美君、	保健福祉課長	三宅正仁君、
農林課長	長尾弘巳君、	林業専門監	河方勇一郎君、
建設環境課長	三ツ石克明君、	教育課長	大岩裕樹君、
会計管理者	今井健吾君、		

6. 職務のために出席した者

事務局長	安江宏行君、	書記	田口直子君、
書記	今井寧菜君		

7. 会議の経過

（議長 9番 藤井宏之君）

議長

皆さん、おはようございます。本日は令和6年第1回の定例会、第3日目となりました。

議員各位の皆さま、また、執行部の皆様方にはご参集いただきまして、誠にありがとうございました。

奇しくも、今日3月11日は皆さまご存じのように、東北の大震災がありました。今日は13年目ということになります。新聞の報道によりますと、死者が1万5,900人、まだ行方不明の方が2,520人、そして、避難者が2万9,000人おられるということです。避難者も当初は47万人の方が避難されており、現在はそれでも2万9,000人の方が避難生活をされているようです。

また、今年の元旦の地震発生から今日まで約70日過ぎた訳ですが亡くなった方が241名、行方不明の方がまだ7名おられるということ、そして避難されている方が1万1,000人ということで、改めてお亡くなりになられた方に哀悼の意を表し、また、ご遺族の皆様方にはお悔みを申し上げたいと思います。また、多くの被災者、避難されている皆様方には本当にお見舞いを申し上げたいと思います。また、今日は午後2時46分にサイレンが吹鳴されますので、ぜひ、それぞれの立場で黙祷をお願いしたいと思います。

3日前の8日金曜日に白川中学校、黒川中学校の卒業証書授与式が行われました。白川中学校が34名、黒川中学校が11名と合計45名の中学3年生が卒業され、それぞれ自分の夢と希望を抱いてそれぞれの進路に進まれる姿を目の当たりにしまして、改めて私なりに感動を覚えました。おそらくここにいる出席された皆さんも同じように感動されたと思います。その姿についてはCCNetで放送されますので、ぜひご覧いただきたいと思います。

これで、第3日目の定例会に際しまして冒頭のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議 長

ただちに、白川町議会第1回定例会3日目を開会致します。

なお、本日の会議中、CCNetの中継を許可しておりますので、ご承知おきください。

議 長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、会議は成立しました。

議 長

ただいまから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

議 長

日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

議 長

会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により議長において、3番 伊佐治優君、4番 三戸勝徳君を指名します。

◇日程第2 一般質問

議 長

日程第2「一般質問」を行います。

今回の定例会には5名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、一般質問については、申し合わせにより、大項目ごとにまとめて質問する一括方式と、小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制をとっております。一括方式の質問回数は、一つの件名ごとに3回まで、制限時間は答弁を含め1時間以内とします。一問一答方式は、質問回数に制限はなく制限時間は質問のみで30分とし、執行部には反問権を認めております。

また、再質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようにお願いします。簡潔明瞭に質問・答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるよう、お願い申し上げます。

議 長

6番 梅田みつよ君。

(6番 梅田みつよ君)

6 番

6番、梅田みつよです。よろしく申し上げます。

質問に入ります前に、今日は議長もおっしゃられましたように、3・11東日本大震災から13年が経ちました。そして、元旦に起きました能登半島地震への思いをさせ、被災された多くの方々へ深く哀悼の意を表しご冥福をお祈り申し上げます。

私は1月に石川県へ介護の必要な方々の支援に職能団体の一員として派遣されて行って参りました。避難所の方々とのやり取りが今も深く心に刻まれています。そういった経験を踏まえ、折に触れて質問してまいりたいと思います。何よりも1日も早い復興を願うばかりです。

それでは、質問に入らせていただきます。

第1項目「学校体育館の空調設備について」質問いたします。

私は、昨年令和5年9月の一般質問で、その時はちょうど猛暑、酷暑と言われる残暑が終わろうとしている時期に、学校体育館の空調設備について質問し、設備に向けて早急に検討をいただくよう訴えました。その際、教育長は、対策は今後必要性があると答弁されたと記憶しております。それを前提として質問内容を進めてまいります。

今、新年度を迎える時期となり、新庁舎建設と学校統合や校舎建設に向けて動き出しており、何かと職員の皆様の多忙なことは充分理解しておりますが、同じ説明を繰り返しますが、これは令和7年度までの時限があるということを再度お伝えいたします。

大岩教育課長が答弁された内容では、工事には約4,700万円を必要とするとのことで、教育長は「あらゆる方法を検討していく」という答弁をされました。しかし、その後計画が確認できません。さらに、「防災担当課と連携し、調査の検討をしていく」ということもおっしゃいましたが、担当課との連携や相談もされていないと確認しております。これから学校を統合し、小中一貫校を目指すにあたり、今年は4月から暑くなるとの予想もニュースで伝えられていました。そういった状況を踏まえ、新しい校舎を整備するだけでなく、体育館にも空調整備が必ず必要な

整備であると考えています。いつかの白川町のバックウォーターのように、白川中学校は避難所の指定となっています。その時に避難された方々のお話はさせていただいたかと思いますが、「快適でなかった」というご感想で、さらに「まだ災害の状況がつかめないうちに自宅に戻られてしまった」ということも現実にあります。

そこで教育長は答弁で、4月に気候変動適応法が改正されたということや、熱中症対策は重要であるとの認識を示されました。そこで、なぜ今日まで検討がなされていないのか、またなされるのかどうかを再度お聞きしなければならないと思っております。

質問します。避難所としても機能させるために、体育館に対する防災の有利な補助金もあります。令和7年度までの限られた期限がある中でこれは率先して進めていくべき整備だと思っております。改めて、教育長、総務課長に対して体育館の空調設備の検討について伺います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴村雅史君)

教育長

6番、梅田議員の「体育館の空調設備は検討されているか」について、教育長、総務課長にご質問ですが、私が代表してお答えします。

9月の定例会でもお答えしたとおり、小・中学校の体育館に空調設備を整備することについては、熱中症の予防として、また、災害時等には体育館を避難所として活用するため、これを進めていくべきものと教育委員会、総務課はもとより町として認識しています。ただし、整備に当たっては一箇所でも高額な費用を必要としますが、町内の小・中学校は剣道場も含めると8つの体育館があるため、どのように進めていくかを検討する必要があります。そして、これらは教育施設という位置づけになっているため、まずは教育委員会で調査をしてきました。

9月定例会で白川中学校の体育館くらいの規模の場合、4,700万円ほどになり、令和7年度までならその費用を国庫補助と一般財源で半分ずつ賄う事になるという一例を紹介しました。これは、文科省の参考資料をもとにした非常にラフなものです。また、物価高騰などの影響で、さらに高額になっているのではないかと推察します。

白川中学校をはじめ、本町の体育館はどれも大きなガラス窓があるため、断熱性は十分ではないと考えられます。現在、教育委員会では、県教育委員会、先進的に取り組んでいる自治体、そして本町の校舎建設の設計事務所などから情報収集をしています。

また、体育館等設備の充実に関する補助制度の堅持について、県・全国町村教育委員会連合会として、国に対して粘り強く要望をしております。さらに、防災という観点から、教育施設を含む緊急時の避難所の空調整備に対する有利な補助制度がないかを総務課からも情報をもらっています。議員ご指摘の通り、現在は新庁舎建設と、学校統合や校舎建設に向けて取り組んでいますので、体育館の空調整備に係る具体的な設計費用、工事費用はまだ出していませんが、庁舎建設、校舎建設などの進捗を見ながら総合的に判断をしていきます。以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。6番

(6番 梅田みつよ君)

6 番

総務課と防災の観点からも連携されているという点については評価していきたいと思えますし、一歩進んだなというように思ったところです。これから検討されていくという点では、新庁舎の建設と、学校統合があるということですが、その検討の時期というのは具体的に決めているのでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

教育長

体育館の空調整備については、もう少し調査研究する期間を取りたいと考えています。その間、岐阜市をはじめとする先進的な自治体からは、施工方法、冷房設備の冷暖房の状況とかその性能、あるいは、ランニングコストといった情報収集をします。

一方、今回わかっていることだが、白川町と同じように、空調設備の大切なことは重々認識しているが、どうしても多額の費用がかかるため、着手できない自治体も多くあるということもわかっております。

そんな中で、西濃地区のある町がこれに着手するという情報を集めました。そのような自治体からは詳しく状況を聞きたいと思っている。

また、現在小中学校6校、体育館は8つありますが、学校再編によってこれが何校になっていくかということの確定はしておりません。白川中学校の体育館はもちろん残りますが、再編によって学校体育館が何ヶ所になり、それぞれにどんな補助制度を使うと良いかを検討していく必要があると考えています。

以上の点を踏まえて、庁舎建設、校舎建設の計画と重ね合わせていくと令和6、7年度の実施というのは非常に困難と考えております。当面予算はつけていませんが、情報収集をやっていく予定です。ただし、新校舎建設の過程で、白川中学校の体育館の空調設備を進めるという可能性を全て否定している訳ではありません。引き続き検討していきますし、今、補助率が50%は令和7年度までとなっておりますが、この制度を延長していただくように引き続き要望していくという取組を当面やっていく予定にしております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。6番

(6番 梅田みつよ君)

6 番

今、昨今の社会情勢ですとか、国会議員が委員会等で賃上げを進めていくような発言をされ

ております。今、大阪の万博なども関連して相当費用が上がってきているような情勢を踏まえ
ますと、今この有利な補助金がある時を逃し、それから検討を進めていくうちに、こういった
補助金の延長をいくら要望しても無くなってしまうという可能性もあるのではないかと
思っております。そうなった時に、学校が今8つの体育館がある中で体育館の使用がだんだん縮小さ
れていくという事も予想されますので、私はまずメインとなる白川中学校、最終的にゴールに
なるのではないかとこの白川中学校の体育館の空調設備を行っていくべきではないかと思
っており、全部をすべて平等にやらなければならないという気持ちも私も持っています
が、そうではなく、優先順位をつけて整備をしていくということも検討の中に入れてい
くべきではないかと思うが、その点についてはいかがでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴村雅史君)

教育長

ありがとうございます。議員のお考えを十分理解しております。

まず、この2分の1の補助は、令和7年度までということであるが、3分の1補助をして
いたものを、2分の1に上げて、令和7年度までということになっておりますので、補助
金が全くなくなる訳ではないという理解をしている。

私達は、先ほども言いましたけど、その2分の1をもう少し伸ばしてほしいという要
望は組織を通して国に要望しております。それから、統廃合によって何校かの学校にな
っていくと教育委員が提案しておりますけど、避難としてもありますが、通常の体育
とかスポーツを行うために、やっぱりどの学校にも空調設備は欲しい訳で、そうい
った点も考えていくと計画を立ててやっていかなければいけないと思っておりま
すが、その具体的な調査をして予算を立てていっても着手できるのは、校舎建設、
庁舎建設がありますので令和6年、7年度はちょっと難しいというのは先ほどお
答えした通りですけれど、その後には何とかできるような計画を今は立てるため
の調査を行っているということですので、ご理解いただければありがたいです。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。6番。

(6番 梅田みつよ君)

6 番

今、できるだけ早く子ども達の安心・安全そして、命を守っていくという点では
2年先、3年先あるいは5年先のような印象を受けた。もしも、これから猛暑、酷暑
が続いて子どもに甚大な被害が及んでしまった時は、早急にその時に考えるとい
うことなのか、3、4年先になる前に何か手を打って尽くされるという考えはない
でしょうか。

議 長

答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

教育長

今の質問に対しては、熱中症の予防対策という理解をしてお答えさせていただきますが、何か起きたというのは熱中症の事と思いますが、熱中症というのは、大きく分けて3つの要因があって、1つは「環境」、1つは、「その個人の体」、もう1つは「行動」で、環境の中には、湿度とか気温とがあるし、空調があるかないかということがありますが、体というのは、その時本人の体調が悪いとか、あるいは何か持病があるとか、そういった本人の体の条件がありますし、もう1つの行動とは非常に気温、湿度が高いのに激しい運動するとか、長時間運動するとか、水分が取りにくいというのが行動です。こういったものが複雑に関連して、熱中症は起きてきますので、すぐに体育館の空調をとすることはできませんが、熱中症を防いで、子ども達健康や安全を確保するには、今の3つの条件をよく踏まえながら、指導という面で子ども達は守っていきたいと考えておりますので、そのように理解していただきたいなと思います。

議 長

それでは、次の質問をお願いします。6番。

(6番 梅田みつよ君)

6 番

次の質問に参ります。

避難所となりうる各支所のシャワー室の設備について質問いたします。

先程の質問に続いて、災害時の備えについて質問してまいります。

私は先程もお伝えしました通り、令和6年の能登半島地震の被災地の介護の必要な方々が避難する1.5仮設避難所と位置づけられた体育館へ日本介護福祉士会のまとめる石川県介護福祉士会の派遣で先発隊として選ばれて行ってきました。私は最も介護の重度の方の避難される現地で実働部隊として支援してまいりました。被災地では、避難所であっても低体温で亡くられる方もあり、能登半島には多くの高齢の方が被災し、それが県の予想をはるかに上回ったため、福祉避難所だけでは足りなかった現状がありました。一般避難所に收容されてもご自宅と違うため対応が困難であり、病院も介護施設もあらゆる場所が被災し、同時に職員も被災し、その1.5避難所に次々と救急車で運ばれてくる様を目の当たりにしました。救急隊員も全国から支援に来られていたため、とても多くの台数の救急車が入り出していました。

さて、ここで、岐阜県の災害時に孤立する集落としてまとめたもので、白川町は孤立する可能性3番目にランクインしており、孤立箇所が69箇所あるそうです。元々、範囲も広く、山あいの集落であることから、孤立予想地域であることは最もですが、それ以上に高齢者や要配慮者を守る必要があります。執行部の皆さま方は何かと、近隣市町村の動向を見ているとおっしゃいますが、そこは近隣市町村とは比較できないものと考えます。

何が言いたいかと申しますと、やはり、災害には「備え」が一番の対策なんだということを、改めてお伝えしたいわけです。

環境面では、安江副町長が当時総務課長であったと時にいち早く環境整備に向けて避難所や支援物品等を充実されたことを覚えておりまして、その点は迅速であり大変安心できました。しかし、拠点となる避難所は、やはりバラバラになるであろうと想定されます。佐見の方は白川や蘇原の避難所に来ることは心理的に負担が伴い、その逆も同じだと思います。

石川県の体育館の1.5避難所の話に戻りますが、避難所での問題は、避難とあわせて、もう1つ大きな課題がありました。1.5避難所として開設されたということもあって、数日間滞在した方もありました。当然ですが、避難所として整っているとは言い難いが、それでもその時にできる最善が尽くされていたと考えています。当然であります、避難者の方々は元旦の「着の身着のまま」という表現が適切かどうかわかりませんが、本当に元旦の着衣のままそこに避難していました。介護が必要なこともあり、認知症などで、ご自身で状況を認識できない方もありました。その中で私が感じたのは、清潔の保持にも課題があると確認した訳です。約1ヶ月近くの間、清拭もシャワーもお風呂も入られていない状態で搬送されていました。その大きな体育館には一般の避難者が500人、介護が必要な方が120人居ましたが、使えるシャワー室はたった1つでした。私達派遣スタッフも手いっぱい、その状況をどうすることもできませんでした。この施設にもっと設備があったならとどれほど思った事でしょう。元旦のまま避難された方の衣類をせめて汚さないようにすることがその時にできる精一杯の支援でした。

さて、話を各支所に戻します。本町の避難所となることを想定するならば、災害はいつ襲ってくるか分からない時代だと町長もおっしゃっていたと思います。避難所の機能を備えておかなければなりません。私も思った以上に、避難所の環境整備の大切さを身にしみてきました。設備を整え備えるということは、町民の安心安全を守る上で重要なものです。必要か必要でないかの議論より、例えば健康診断を受けても悪くなかったら良かったねと思えるように、避難所として整えておいたけど使わなかったが一番幸せで平和なのだと思います。

私は数年前、横家町長であった頃から各支所にシャワー室を整備してはいかがかと要望してきました。今回、佐伯町長になられ、以前にも増して消防や防災への思い入れがある町長であると認識しております。しつこいようですが、私はまだ各支所にシャワー室を設置することを諦めておりません。「必要ない」と決めつけるのは、現地での高齢者や要配慮者の方達の状況をご存じないからではないでしょうか、私たちは職能集団でしたので、どんな状況でも工夫できますが、やはり一般の方々に誰でもできる訳ではないと思います。そうするとハード面を整えていくということになるのではないかと思います。

質問いたします。改めて、各支所のシャワー室について未曾有の災害や状況に耐えうる町でいられるように、設備を求めて行きたいと思いますが、その点のお考えはあるでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

町 長

まず、梅田議員には能登半島地震の支援に介護福祉の分野で被災地のご支援をいただき慰労と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

ご質問にありましたように、私も専門職ではありませんので、現場での要配慮者の実状に詳しい訳ではありません。間違った認識がございましたら、ご指導いただければと思います。

本町の今までの災害対応の想定は風水害の対策が多く、以前にもお話したかもしれませんが、地震災害の経験が過去の記録にも無いことから、今回の能登半島地震のような災害に対するものが弱いことは間違いなく思っております。特に風水害は冬場に起こることがほぼ無いため、冬季の避難の備えというものは十分でないというのが現状でございます。

町の方では、令和3年に、限られた費用で有効に避難所運営が図られるよう、また、折しも当時コロナ禍での避難所運営を行う必要があったという観点から「避難所機能強化長期計画」というものを策定しております。この中で、短期避難所と中長期避難所というようなものに区分けをいたしまして、各出張所については短期避難所としております。この短期というのは、おおむね1週間程度を想定しております。この計画に沿って、必要な整備を年次ごとに順次行うこととしております。備蓄品としましては、間仕切りのパーテーション、それから簡易ベッド、また要支援者を対象にしたボディーシート、ドライシャンプーなどをセットにしたエマージェンシーボディーキットの整備を行っています。

災害時には、停電や、水道の遮断といったことが起こりえます。ご提案のありました、シャワーについても、そういった際には機能しなくなりますので、短期間の避難については、今申し上げたような備蓄品で対応いただきたいと思っております。

また、中長期的な避難については各地区の体育館が主となりますが、その衛生面では十分とはいえないのが現状です。

大規模災害時に一番頼りとするのが自衛隊でございますけれども、本町でもレンジャー訓練をされておりますご縁から好意にさせていただいております守山駐屯地の第35普通科連隊長さんと先日懇談をさせていただいた折にも、隊員の方が能登の入浴支援に派遣されているということで、本町においても有事の際の支援を改めてお願いしたところであります。

しかしながら、現在危惧をされている地震は、南海トラフによるもので、その発生の時には、太平洋側の大変広い地域での被災となりますので、被災者の方も能登半島地震の比ではないということが想像され、当然のことながら、自衛隊のような公の支援が本町の方に到達するにはかなりの期間を要することだと思っております。

中長期的な避難所となる体育館には、議員のご提案のようなシャワーもそうかもしれませんけれども、また要援護者の中で少なからずお見えになる、オストメイトの方の対応ができるようなものであったり、高齢者に対応したトイレも必要でしょうし、整備して備えておく必要があるかもしれないと思っております。

県の指針で示されている本町の孤立予想地域69か所は、自治会の区分が大変本町の場合細かくて、数も多いことから、数的には県内で大きな数値となっておりますけれども、基本的に本町

は全てが孤立するということが想定されます。孤立した地域に行政の介入は相当な時間がかかると思われませんが、行政に頼らないような共助の意識というものが今回の地震で叫ばれているところでもあります。

本町でも、地域防災力の向上を図るために防災アドバイザーが地域へ出向いて、講習なども行っておりますが、そういった活動について、議員各位の地域でもPRをいただけたらと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上私からの答弁といたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。6番。

(6番 梅田みつよ君)

6 番

今、答弁がありましたように、確かに停電等があれば断水などで設備が使えなくなるということはあると思っております。

各支所の自家発電の状況はどうなっているのか教えて頂きたい。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

各支所の発電設備についてお答えします。

備え付けというか、固定のものはございませんが、移動可能なもので、ガソリン式や、ガスで発電できる小さなポータブルの発電機はある。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。6番。

(6番 梅田みつよ君)

6 番

質問の仕方がまずかったようで、申し訳ありません。

支所そのものの自家発電というか、停電した時の自家発電装置は支所に設置されているかという点をお聞きしたかったが、ポータブル発電機等が整備されたというのは以前から承知しておりますので、施設自体に自家発電が備わっているかということをお聞きしております。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

私も、うまく伝えられなかったのですが、固定式というか、自家発電機という形で今あるのは、本庁と町民会館、福祉センターにございます。福祉センターと本庁については、太陽光も設置しておりますので、そちらの発電で多少はこの館内の電力保持ということ是可以になるようになってい

る。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。6番。

(6番 梅田みつよ君)

6 番

では、数日間自家発電できる所が数か所あるということで、承知しました。

先程の町長の答弁に基づいて再質問させていただきたいと思うが、白川町は、避難指示の法的な取り扱いが変わったこともあり、今日まで各支所に避難されている方は年々増えているのではないかと考えております。半日で帰ればいいが、やはり数日間いなければいけないということもあるので、そうすると手短な所にシャワー室があったらすぐに排泄物を洗い流せ、体の新陳代謝も促せるのではないかと考えています。状況はどうなるかわかりませんから、職員の方々ももしかしたら交代が出来ず、泊まり込みになる可能性もあるので、その場合、清潔保持に努める可能性が出て来ると思います。先程おっしゃられたエマージェンシーキッドの拭き取りシートは、駄目だと言っているのでは無くて十分に効果的だと思っておりますが、洗い流すという行為が大切だということに他なりません。

石川県の避難所で、整理用品も常に充実している状況ではありませんでした。そこで、体調不良の方が滞在していたという事で非常に苦戦しました。インフルエンザ、コロナ、また、ノロを疑う嘔吐症状のある方そういった方々も拭き取りだけでは予防できないという側面があったことも確認して参りました。町の健康はやはり体と同じように予防だと思っております。堤防ができるのも10年先ということや、新庁舎のシャワー室のことも気になっております。やはり庁舎だけでは町民全員を避難させることはできませんので、やはりそれまでには災害の備えを検討していただきたいと思いますと思っております。

そこで、質問ですが避難所の感染対策についてはどのようにお考えでしょうか。

議 長

答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

町 長

先程申し上げた避難所の整備計画の中にも、特にその時はコロナの対策下であったので、コロナの対応に向けた避難所の運営という内容も挙げています。もちろん、消毒やマスクなどがありますし、パーテーションで仕切る事などである。避難所としての出張所と長期避難所としての体育館の役割というのは違うと思っておりますし、今までの本町が災害を受けたのは、ほぼ風水害の中で、事前にその災害のある程度の予測がつくような災害への対応が主であったので、事前に高齢者の方への避難の呼びかけを早めに行ったりという事をしていたが、一番心配なのは今回のような地震です。正月に突然来るようなこともあるので、夜中に来ることもあるし、前もって準備がまるまでできないという災害の中での対応になってきます。職員も能登の避難所の派遣に何人

か行っておりましたが、一番初めの初期段階で行った職員の話を見ると、行政が開設した避難所ではない避難所、行政の方が行く間がなかった場所、途中道路も遮断されていけなかったので、地元の方々がそれぞれで集まって始まったような避難所であったということで、その中では名簿の整備もできていない、誰が避難しているかもわからないような状況の中での避難所になっていたということでしたので、先程の孤立集落が本町は大変多いという話をされましたが、おそらく各出張所までも行けない方もたくさん孤立をするとありうるかと思えます。各地域の自治会ごとなのか、協議会ごとなのか分かりませんが、それぞれの避難をされた所が各公民館になったり、いろんなパターンになるだろうと思えます。それぞれの避難所となっている施設の対応をしているのは非常に難しいと思うが、おそらく行政の手が全てに行き届くということは考えにくい今回の地震の被害でありますので、それぞれの地域の自主防災会であったり、自治会であったり、協議会であったり、そういったところがそれぞれの対応というものを少しでも事前に考えて訓練をされると一番いいと思えますので、そういったことが重要なのかなと思っております。

少し趣旨と外れてしまいましたが、基本的にはそれが一番なのかなと思っておりますし、各避難所の衛生面についてはコロナ禍での対応という事で計画はしている状況であります。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。6番。

(6番 梅田みつよ君)

6 番

では、少し細かい質問をさせていただきますが、新庁舎に作られるシャワー室はどの程度の広さで、どんな機能を想定しているのでしょうか。

職員の宿直用とか健常者用であるのか、それとも、職員も含めて避難者や子どもや要配慮者の方々にも使えるような広さがあるのかをお聞きします。

議 長

答弁を求めます。庁舎整備室長。

(庁舎整備室長 竹腰耕太郎君)

庁舎整備室長

新庁舎のシャワー室については宿直用のシャワー室を想定しており、避難者等の使用は想定しておりませんので一般的なシャワー室の広さになっていきますのでよろしくお願いします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。6番

(6番 梅田みつよ君)

6 番

今、質問させていただいた理由ですが、新庁舎が避難所や防災の機能を持ち併せるということであれば、町民が避難するだけの想定では甘いと思えます。町民が避難してそこに滞在するということではという意味です。やはり新庁舎に求められているのはいろんな機能だと思ひまして、

町民が避難して、もしかして長期間滞在しなければならないというような事が起きた時に、という有事の想定を考えて一定の広さや一定の機能というのをやはりそこに設備するべきではないかなと思うのですが、今もしかして設計段階では固まってしまっているかもしれませんが、そこをもう一度ご検討いただくということはできませんか。

議 長

梅田議員、今の新庁舎に対するシャワー設備の件は通告にはない。

(6番 梅田みつよ君)

6 番

町長の質問にも自家発電を関連付けて質問させていただいたので、関連付けて新庁舎のシャワー一室はどうなるのかをお聞きしております。

議 長

答弁できますか。町長。

(町長 佐伯正貴君)

町 長

先ほどの自家発電の話は現庁舎の話で、ここの庁舎と町民会館に自家発電はあるという話をしました。

新しい庁舎の話をされましたので、少し話をさせていただきますが、新庁舎につきましては前から防災の拠点となりうる所、住民の集まれるコミュニティの場となりうる所ということで、進めており、防災の拠点ではありますが、住民が避難して来る想定ではなく、防災指示を出したり、各署、県や自衛隊や中部電力やN T Tなどに集まっただき、そこからそれぞれの場所へ出発するような拠点、そしてボランティアや、支援物資関係の拠点ということで考えております。近隣には町民会館もあるし、白川中学校の体育館もあるので、住民の避難という点については、そちらの施設を使っただき、そちらへの支援に向かう者が庁舎から出ていくような想定をしております。

先程の質問の中の白川中学校の体育館の冷房の話もありましたが、私も先程申し上げたように夏場の想定が主で、冬場の想定もしていないので、例えばこの寒い時期に暖房をどうするかも考えていく必要があるし、体育館を主とした中長期的な避難所の運営ということについてはまだまだ考えていかななくてはならない、整備していかなければならない部分がたくさんあると思っておりますが、そういった点での庁舎の考え方を持っていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

次の質問をお願いします。

(6番 梅田みつよ君)

6 番

では、しっかりと計画を皆さんで練っていただきたいと思ひます。

第3項目「第三期保健事業実施計画（データヘルス計画）第4期特定健康診査等実施計画の策定について）」質問いたします。

この計画は令和6年から令和11年の6年間の計画となっています。この計画の中、白川町の状況の所で、中長期目標の疾患は主に脳卒中と心臓病と腎不全で、およそ10%を占めるとあります。また、男性のメタボも増加傾向にあります。

ここで注目しなければならないのは、悪性新生物、いわゆる「がん」のことで、死因の三大疾病とされているにもかかわらず、計画に入っていないのは町民の健康保持を考える上で欠けてはいけないところだと思ひ質問させていただきます。

この計画策定に関わる専門家からも指摘を受けており、生活習慣をみていくのは大切であることは理解している上で、「がん」の早期発は最も大切なことであるということで質問します。

白川町の死因の原因を占める割合はどのようでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

（保健福祉課長 三宅正仁君）

保健福祉課長

それでは、梅田議員の「第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画について」のご質問にお答えします。

本町の死因の割合については、少し古いデータになりますが、県が公表している令和2年度の数値で、1位は悪性新生物「がん」で24%、2位が「老衰」で20.7%、3位が「心疾患」で10.7%、4位が「肺炎」で9.3%、5位が「脳血管疾患」で7.3%、令和元年度も同様の傾向でした。6位以降には、割合は低くなりますが腎不全、肝疾患などが挙がっています。以上です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。6番。

（6番 梅田みつよ君）

6 番

では、専門家による重症となる疾病に対して個別面談や指導の実績の状況はどのようでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

（保健福祉課長 三宅正仁君）

保健福祉課長

専門職による重症となる疾病に対しての個別面談や指導の実績の状況ということですが、健康診断受診者については、原則、全員を対象に個別面談や訪問指導等を行っています。ただ、令和4年度までの3年間はコロナウイルス感染症への対応から、指導の対象者を絞って実施してきた

ところでは。

令和5年度はコロナ以前と同様に実施し、個別面談の参加者は健康診断受診者の54%となっています。重症化が懸念されるなど特に指導が必要な方で、なかなか面談できない方については、何回か文書で通知したり、夜間に電話するなど受診につながるよう取り組んでいます。

今後もコロナ以前と同様に面談等を実施し、個別面談の参加者を増やしていくとともに、健康診断の受診率の向上、結果に基づく受診勧奨や生活改善などに力を入れていきたいと考えています。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。6番。

(6番 梅田みつよ君)

6 番

今、第1位が悪性新生物であると結果がでております。生活習慣病は知らないうちに体を蝕み、悪化した時には治療が困難となるケースもあります。最も早期発見による治療が功を奏するのはやはり悪性新生物です。計画にないというのは他のアプローチがあるからなののでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

保健福祉課長

悪性新生物「がん」に対するこの計画以外でのアプローチということですが、最初の質問でもお答えしましたように、「がん」は死亡原因に占める割合が高く、注視すべき疾病であり、対応が必要であるのは間違いないと考えております。

町で策定する健康づくりに関する計画としては大きくは2つあり「健康増進計画まめな白川いきいきプラン」と今回の「保健事業実施計画・特定健康診査等実施計画データヘルス計画」になります。今回のデータヘルス計画は国民健康保険の被保険者、約1,700人、町民の約25%が対象者で、発症・重症化予防に関する保健指導の成果を特定健診データ等の客観的指標を用いて評価できる目標を設定し、保健指導を充実することで、健康寿命の延伸、医療費の抑制を図って行く計画です。

一方で、「まめな白川いきいきプラン」は、全町民が対象で、データヘルス計画の対象者も含まれ、「がん対策計画」も含めて策定されています。「がん」をはじめとする生活習慣病への取り組みとともに、生活習慣の改善やこころの健康など、健康課題に広く取り組む計画となっています。このような対象者、内容の違いに加え、がんは早期発見・早期治療が重視されており、広く町民を対象とすることが必要であることから、がんについてはすでに位置づけされている「まめな白川いきいきプラン」で対応していくこととしています。現在の「まめな白川いきいきプラン」は、平成28年度から令和7年度までの10年間の計画となっており、令和8年度からの計画の更新に向けて令和7年度中に見直しを行っていく予定となっています。

議 長

答弁が終わりました。質問ありますか。6番。

(6番 梅田みつよ君)

6 番

質問はございません。

三宅課長におかれましては、長期に渡り町行政並びに保健福祉に多大なご尽力をいただきましたことを厚くお礼を申し上げます。これからも益々ご健勝と、また、ご経験を活かしてご活躍されることを祈念してお礼のあいさつをしたいと思います。長い間お疲れ様でした。終わります。

議 長

6番 梅田みつよ君の質問を終わります。

次に、2番 杉山哉史君。

(2番 杉山哉史君)

2 番

議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

私からも本日は、東日本大震災の発生した日でもあり、また、今年1月1日には、能登半島地震が発生したということで、特に今年の地震で犠牲となられた方々にお悔みを申し上げますとともに被災された多くの皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。

今回、私は「特産品白川茶の振興について」ということで、質問の通告をしておりますが、どちらかというと振興と言うよりも維持という内容になるかと思いますが、白川茶について質問をさせていただきます。

本町の代表的な特産品「白川茶」は、昭和30年代後半から、その「味と香り」の評価の向上に伴い、農家の生産意欲も高まり、茶園の開墾や加工体制の整備が進み飛躍的に発展しました。そのピークは昭和50年代半ばであり、昭和54年には共販実績で、荒茶の販売量315トン、販売金額7億6,000万円余りを記録しています。その後は販売量、販売金額とも徐々に減少し、昨年の共販実績は、販売量34トン、販売金額7,000万円余りとピーク時の10分の1程度となっています。その要因は、需要の減少や価格の低迷といった採算性や、生産者の高齢化や後継者不足といった労働力不足など多岐にわたると考えられます。その結果、生産組合の解散や荒茶加工場の閉鎖をした組合、またその計画をしている組合が多数発生しており、特産品「白川茶」の存続自体が危ぶまれる状況となっています。

町では、長年に渡り生産組合や茶商社と共に白川茶の振興策の検討を行うとともに、生産、加工、販売など多方面に対して助成を行ってきましたが、なかなか効果が表れていないのが現状です。今後も、白川茶の生産量の増加を望むことは困難な状況であると思いますが、町として、良質茶・高級茶としての「白川茶」を守っていくためにも、今こそ生産から加工、販売まで抜本的かつ一体的な体制の再構築をする時期にきているのではないのでしょうか。

そこで、白川茶の振興や維持・存続に向けた町としての考え方や方向性について伺います。

1点目ですが、茶園面積や生葉生産量の減少が続く中で、将来的に特産品として「白川茶」の生産量をどの程度維持していく必要があるとお考えでしょうか。また、そのための課題をどのようにお考えでしょうか。

議 長

質問が終わりましたがここで10分間休憩しますので、11時10分に再開いたします。

(午前11時01分)

議 長

(午前11時10分)

再開します。

杉山議員の質問がおわりましたので、答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

それでは、杉山議員の質問にお答えします。最初に、白川茶の生産量についてですが、令和5年の美濃白川茶共販所の販売量については、議員がご指摘されたとおり、ピーク時の10分の1となっており、この販売実績34トンに個人等が荒茶に加工した量を含めると、町内の全荒茶の量は約44トンとなり、年々減少傾向にあります。

また、茶園の生産面積については、約55ヘクタールとなっており、令和3年の66ヘクタールと比較して17%の減少となり、耕作されない茶園が増えている状況です。

現在、町内には6つの茶生産組合がありますが、令和6年の生産を最後に、2つの組合が加工場の閉鎖を予定しており、益々、荒茶生産量は減少する見込みです。

担い手が減少する中であって、今後、生産量を確保することは大変難しく、町の代名詞となっている特産品白川茶を継続することは難しい状況です。優良な白川茶の産地を守るためには、最低限、どの程度の生産量が必要になるのか、これについては、白川茶を取り扱う販売業者や取引を仲介する共販所も含め話し合うことが必要と考えます。町も一緒に考えていきたいと思えます。

現在、乗用摘採機で刈り取りができる圃場整備した茶園面積は町全体で22ヘクタールあり、省力化により生産の継続が数年は可能であると考えますが、乗用摘採機が入れない茶園をどうやって守っていくか、生産を維持していくのが喫緊の課題です。何とか現在の生産量44トンを確認し、これ以上減らしたくないのが担当課の思いであります。以上で答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。2番。

(2番 杉山哉史君)

2 番

今、担当課長からは、現在減ってきた中でも、今ある茶園を守り、生産量を確保していきたいという答弁でしたが、そもそも危機的な状況である白川茶に対して町として、将来的に特産品として白川茶を守っていくべきなのかどうか、白川茶に対して支援をしていくことを考えているの

かどうか、その辺りの町長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

議 長

質問がおわりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

町 長

白川町代表する特産品と言えば「白川茶」でありまして、歴代町長は新茶の時期になりますと、県知事を初め県内各部署へ回ったり、それぞれお付き合いのある所へ新茶を持ってご挨拶に伺っているような状況であります。

本当に本町ではちょっとしたお土産ですとか、大切な贈り物には、白川茶を贈るという事が当たり前になってきております。また、白川町というものを紹介する際には、茶園の美しいポスターであったりとか、誰もが自然に白川茶の存在を感じているのではないかと考えています。

この身近にありながら、高級茶として今まで親しまれてきた白川茶でございますけれども、ご指摘の通り、需要の低迷や担い手不足といったさまざまな原因により、大変厳しい状況が続いています。

町は長年、白川茶の販売拡大に支援をして参りましたが、生産そのものが行き届かない状況となった今、どうやって白川茶を残していこうか。どうやって美しい茶園を守っていこうかという白川茶自体の存続を考えなければならない状況になっております。

白川茶が低迷する中で生産する部分の課題としましては、本町の人口減少、また高齢化が最も大きな要因でありますけれども、これは白川町に限った話ではなく、全国の地方で同じように産業の衰退が起き、伝統文化の継承ができない状況となっております。昭和50年代に産業として栄えてきました栄えた白川茶ですが、栄枯盛衰の習いのおり、時代と共に変わっていくことも致し方ないと思います。

しかしながら、本町の代名詞である「白川茶」を、何とかしたいとする生産者や販売者が多くおみえでありますので、規模を縮小したり形を変えてでも残したい産業、また、手もみ茶に代表されますように貴重な文化であると思っております。

町では、できれば生産から販売までの一貫した仕組みが構築できれば一番いいと思いますが、厳しい財政状況の中、できる限りの支援を今後も粘り強く継続し、白川茶を守る取り組みを行っていきたく思っておりますので、議員各位のご理解とご協力をこれからも賜りたく存じております。以上答弁といたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。2番。

(2番 杉山哉史君)

2 番

規模を縮小しながらも何とか守っていきたく、町としてもできる限りの支援をしていくという決意をお聞きしましたので、その上で白川茶の今後について次の質問をさせていただきたいと思

います。

定例会の冒頭の町長の所信表明の中で、白川茶について管理組合の設立という新たな一石を投じ、再構築の第一歩にしたいと述べられましたが、その概要はどのようなのでしょうか。

まだ検討段階ではあると思いますが、現時点で考えておられる概要についてお答えください。

議 長

質問がおわりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

昨年12月の議員協議会では議員各位に、また同じく12月の茶業振興会にて生産組合の組合長各位に対して、白川茶の管理組合の設立案を提示したところです。

これは、生葉の生産を所有者の代わりに管理組合が行うというもので、組合が所有者から茶園を借り受け、刈り取りした生葉の売上は組合の収益にするという法人の設立を考えています。

茶園の耕作放棄を防ぎ、白川茶の生産量を維持する取り組みであり、高齢化や担い手がないことから、茶の生産を断念する農家に代わって茶生産を行う組合になります。ただし、町内全ての茶園を対象に管理することは不可能で、農作業を行うにあたり採算性を考慮して茶園を選定する必要があることや、実際に組合の運営を行う人材の確保が未定なことなど、課題は多くあります。解散が予定される組合の地域の農家としっかり話し合いを進め、令和6年度中に設立させたいと考えています。以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。2番。

(2番 杉山哉史君)

2 番

管理組合について、組合を作って町内の茶園の一部を管理をして、その収益は組合のものにするということをおっしゃいまして、採算性を考慮して茶園を選定するとおっしゃいましたけども、そもそも現在、生葉の生産農家は、採算が全く合っていないというのが現状であると思います。管理組合で管理する茶園で、採算性の合うところがあるのかどうか、また、一部の茶園を管理するために管理組合を設立し、そこにもし公費を投入するのであれば、自力で管理する農家との不公平感が強くなっていくのではないかと思います。いわゆる、ごく一部の茶園だけを公的か民間の組合を作るのかもしれないが、公費で管理をしていくということに非常に採算性が合わない現状で課題が多いのではないかとこのように考えますがいかがでしょうか。

議 長

質問がおわりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

今の質問の中の、採算性がとれるかどうかという点については、大変難しいと担当課も思って

おります。

現状、良質の白川茶を生産するに当たりましては、肥料やいろんな作業が伴うということで、農家の方にとっては、現在自分の労賃も出ないという状況で管理されているということが続いております。

また、一部の組合については乗用摘採機が入っているため、管理の省略化はされておりますのでそういったところは何とか維持ができるという状況でございます。今おっしゃられたことが課題でございます、管理組合設立にあたっての、採算性の取れるということが一番の課題であるということで、まだ担当課としては、具体的な内容は持っておりません。

また、一部のそういった茶園を管理するにあたり、自力でまだ管理を続けられる方に対しての不公平感はあるということでした。確かにそういうこともございますので、まだ自力で頑張っただけの方については、今回新たな補助金も考えておりますが、そういったものを活用して、少しでも面積を確保して生産を続けていただけるように支援していきたいと思っております。

議長

答弁が終わりました。再質問ありますか。2番。

(2番 杉山哉史君)

2番

乗用の摘採機の入る茶園を中心というお考えのようですが、私の地元でも乗用摘採機で数町歩作っておられるお茶農家がありますが、その方の話ですと、数町歩作っても手元にはほとんど残らないということもおっしゃっていました。やはり採算が合わないということが白川茶の一番の課題かなということを考えております。

この茶園管理組合のほかに、茶園集積支援補助金も計画されているようですが、現在、民間で生葉から販売までを行っておられる茶商もいて、厳しい中かもしれませんが、事業として成り立っておるところもあります。この茶園集積支援補助金というのは、聞くところによると茶園を借り受けて、それを管理する契約にして、管理する茶園について補助金を出すということと伺っておりますけれども、やはり、お茶の販売業者が生葉の生産から携わって自分達で生葉を取ってそれを売っていくという産業として成り立つようにしていくのが私は管理組合というよりもベストではないかと思ひ、そのような形態を広めていくことが必要だと思ひますが、いかがでしょうか。

議長

質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

質問の中で茶園集積補助金というものを考えているという話をさせていただいた点でございますが、令和6年度に自分の茶園以外の茶園を借り受けて、茶の生産を行う農家に対しての補助金ということで、現在考えております。そういった補助金を少しでも活用していただいて、面積

の拡大に向けてもらえないかという思いがございます。

また、お茶の生産から販売まで一貫で行っている販売業者も支援の対象にはなるのですが、やはり、議員おっしゃられる通り販売まで行うということで、中間の経費というものが削減されるということもあります。そういったところの応援も含めていきたいと思うし、今お茶の販売ルートとしましては、組合から共販所から販売業者というような流れが主になっております。そういったところも見直しをかけていく必要があるかと思えます。ここに関わるお茶関係者は大変でございますので、町が主体となりまして、そういう話し合いを少しでも加速させたいというふうに考えています。お茶について関わる方、大変多くございますので、そういった方達の調整が今までなかなかできていなかったと考えておりますので、令和6年度ではそこをしっかりとやっていくと考えています。以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。2番。

(2番 杉山哉史君)

2 番

何とか認識はしておっていただけるようですが、茶園をどう管理していくかということについては、まだまだ課題も多いと思えますので、新年度において十分検討し、関係機関と協議をすることについて、町が間に入って十分な協議をして、進めていただきたいと思えます。茶園の管理についてはこれで終わります、3つ目の質問に移りたいと思えます。

白川茶生産組合の解散や荒茶加工場の閉鎖が続いています。また、多くの加工場の機械が耐用年数を超え老朽化が進んでいます。そのような中、荒茶加工体制の再構築が茶園管理よりも優先する急務であると考えます。町としてその荒茶の加工体制の整備についてどのように取り組む考えかお聞かせください。

議 長

質問がおわりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

これまで白川茶の生産については、生産者の間で様々な話し合いがされてきましたが、生葉の単価が上がらず担い手が不足する中で、なかなか前向きな話し合いにはならず、組合の統合についても実現に至っておりませんでした。

今回、茶業振興会で管理組合の設立案を提示したところ、様々なご意見をいただき、その中には「町で全ての茶園を管理していくのか」との問いや、「任せるので町で加工場を作ってほしい」という意見もいただきました。先が見えない不安から生産者自身で担い手確保に取り組むことに消極的であると感じております。しかしながら、町が主体的に荒茶加工場を持つということは、生産者の支援にはならないと思えます。あくまでも生産組合による茶工場の再編について話し合いを加速させたいと思えます。将来的には、町内1箇所加工場を集約して運営する生産組合を

組織していただき、生葉の確保や工場への持込みなどは、新しく設立する管理組合が調整役になればよいかと考えています。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。2番。

(2番 杉山哉史君)

2 番

荒茶の加工場について、将来的には町内1箇所加工場にしていくべきということについては本当にその通りだと思いますが、あくまでも生産組合による茶工場の再編とおっしゃいましたけれども、そもそも生産組合が解散をしております。そういう中で、残った生産組合でというのはなかなか厳しいものがあるのかなと思いますが、私は町としてやるというよりも、町がやっぱり支援をして間に入って調整をして、どこか1箇所に茶工場を整備して、そこへ各生産農家が持ち込むという体制をつくり、その調整役を町が担うべきだと思っております。

本当に荒茶の加工場というのは、もう既に今年度で加工をやめるという工場2か所を聞いておりますし、もう既にやめたところも2つあるということで、待ったなしだと思います。この体制を本当に新年度1年かかっても、もう来年から取り組めるぐらいの急務ではないかと思っておりますが、早急に取り組む考えはありませんか。

議 長

質問がおわりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

今議員がおっしゃられた通り、茶工場の再編については急務だと思います。先週になりますが、令和6年度、一番茶、二番茶をもって工場閉鎖をするという組合の役員にお集まりいただき、話を聞きました。その中でも今後の取り組みについて、なかなか前向きな回答というのは難しかったです。やはり新しく白川茶をやりたいという担い手の方の出現がないと、大変厳しいと思っております。白川茶に限ったことではないですが、こういった担い手をいかに作っていくかというのが一番最初の課題になりますので、先ほど申し上げた管理組合もそうなんですけど、今後、新しく加工場をつくるにあたっての組合の設立については、やる気のある方を早く見つけて、その方を中心に管理組合を含めて振興策を練っていくということをする必要があると思っております。

人材の確保という点では大変厳しいですが、そこに尽きるかなと思っておりますので、またご支援等いただければありがたいと思っております。以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。2番。

(2番 杉山哉史君)

2 番

茶園の管理にしても、荒茶の加工場の整備にしても、本当に課題が多いことは私も重々承知を

しております、こうやって質問して、簡単に解決していけばせわないんですが、なかなかそうもいかないことは承知しておりますが、やはり白川茶の名前を無くさない、何とか残していくということを考えて町と関係農家、関係機関が一体になって進めていきたいと思っておりますので、お互い努力をしてやっていきたいと思っております。

最後に、茶園が減ってきて、生葉を生産しない茶園が増えています。刈り捨てをして管理されている茶園も多くありますが、将来、放置される茶園が増えて、茶の木が伸び放題になり、集落環境の悪化につながるものが心配されます。町として生産放棄茶園の対策も必要になってくると思いますがどのようにお考えでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

高齢化や採算が取れないことから放置され、荒れてしまった茶園が町内各所で見受けられており、生産組合が解散する地域では更に放棄茶園が増えることが懸念されます。

周囲に影響がないように茶株を伐根して防草シートをかぶせる方や、定期的に整枝作業を行う方もあり、その作業をシルバー人材センターに委託する方も増えています。

ご指摘いただいた放棄茶園の対策については、特に妙案は持っておりません。茶の代わりに管理がしやすい果樹や景観作物を植え付けられないかと担当課で検討しましたが、仮に代替作物があったとしても耕作や管理を行う担い手がいいため、抜本的解決に至らないと思っております。

放棄茶園の問題は、田や普通畑の耕作放棄地の拡大防止対策と同じように、地域で取り組む必要があると考えます。営農組織や中山間地域等直接支払交付金の集落協定等で、地域で農地を守っていく取り組みを茶園にも広げていくことはできないか、そのための支援について検討する必要があると思っております。

また、現在町では農業の担い手に農地を集約して農地を守る計画、「人農地プラン」を策定しておりますが、令和6年度には、誰がどの農地で何を耕作するのかをより明確にする、「地域計画」と「目標地図」を策定する予定です。この計画作りには、農業委員と農地利用最適化推進委員さんが中心になりまして、地域での話し合いを行うこととしています。

話し合いを行うことで、新たためて今後の農業の課題が浮き彫りにされ、地域での耕作放棄地の発生防止や担い手確保の取り組みの機運が高まることを期待しております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。2番。

(2番 杉山哉史君)

2 番

茶園を他の作物や用途に転換するっていうことはやっぱり難しいのかなとは思いますが、先程

言ったように荒れた茶園が集落のあちこちに散見されるようになるのも、本当に集落の衰退を目の当たりにするようで、何とか避けたいと思います。

これも前の質問と同じように大変解決は困難なことで、大きな課題だと思いますけれども、このことも含めて、白川茶になかなか明るい将来が見えてこないわけですけど、何とか白川茶の名声と白川町の農村環境、集落環境を守るためにも、地域と一体になって努力をしていくことをお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

議長

2番 杉山哉史君の質問を終わります。

次に、4番 三戸勝徳君。

(4番 三戸勝徳君)

4番

それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

花粉症がひどいのでマスクをしたまま失礼いたします。

今回私は大規模地震を想定した課題と取り組みについて質問をさせていただきます。本年元日の夕方に発生した能登半島地震では多くの方がお亡くなりになり、また、被災され、住む場所を失われた方々が今もなお避難所生活を余儀なくされています。改めて被災された方々に心よりお悔みを申し上げます。併せて厳しい環境の中、さまざまな形で被災地、被災者に寄り添い、あらゆる分野で活動が続けてみえます関係する皆様に対しましても、心から敬意と感謝を申し上げます。

また、本日3月11日は奇しくも13年前の東日本大震災発生日でもあります。いつ起きるかわからない自然災害の猛威、恐ろしさに対し、私達は危機感を持って真摯に防災と向き合う必要があります。本町はその位置する地形や、過去の歴史から見ても自然災害は風水害が中心で、地震災害はまず大丈夫だろうと多くの方が思われているのではないのでしょうか。そうした中、南海トラフ巨大地震の発生確率は10年以内で30%程度、30年以内で70%から80%程度、40年以内になると90%程度とされています。予測では、中濃・東濃地域で震度5クラスとなっていますが、それ以上になるかもしれません。本町における甚大な被害確率は低いと思われませんが、想定外を想定内としての対策を講じる必要があると考えます。

そこで、防災・減災に対する取り組みの中で、大規模地震に特化して、3つの項目について、質問させていただきます。

1つ目の項目としまして、地震発生時に命を守るためにということで、建物の耐震化についてお尋ねいたします。能登半島地震では、耐震化していない古い家屋の倒壊が被害を広げたとみられ、犠牲者の8割以上が家屋倒壊による圧死だったとされています。一方で、国が2014年にまとめた「南海トラフ巨大地震対策の基本計画」では、住宅の耐震化率の改善を主要施策の1つに掲げ、2025年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消するとしています。つまり、耐震化に取り組めば、地震災害時の死者を大幅に減らすことが可能と指摘されている訳です。

そこで質問ですが、まず、災害時の防災拠点となる本町の公共施設の耐震性能と補強工事の状況についてお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

それでは、公共施設の耐震性能と補強工事の状況について、答弁いたします。

まず耐震性能の状況ですが、建築基準法の新耐震基準を満たす建物とは、昭和56年6月以降の建築物を指しますので、それ以降に建築した公共施設は、全て新耐震基準を満たしています。本町の場合、それ以前に建築し現在も利用している公共施設は、役場庁舎のほか、一部の学校施設がありますが、学校施設は平成20年前後に全て耐震補強工事を実施済みですので、現時点において耐震基準を満たさず、補強工事もしていないのは役場庁舎のみとなっています。答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

現庁舎以外は大丈夫ということで、その点は安心しますが、やはりですね、防災拠点の要となる庁舎ですので、安全な場所で耐震機能が万全な庁舎を早く建設しなければいけないというのはやはり、この能登半島地震を目の当たりにして強く思うところであります。

それから、次に行きますけれども、本町における住宅の耐震診断、及び耐震改修工事の状況をお聞かせください。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

住宅の耐震診断及び耐震改修工事の状況について、答弁します。

現在町には、木造住宅の無料耐震診断制度と耐震改修補助制度がありますが、過去20年間で、耐震診断が49件、耐震改修工事の方は4件と、利用実績は高くありません。この事業は国の補助事業で、他の自治体にも本町と同様の制度がありますが、本町と同様、あまり利用されていないのが現状のようです。

これは補助基準を満たす耐震改修をしようとする、かなりの高額となり、補助金、これは上限120万円になりますが、それがあっても手が出しづらいことが一因だと考えられます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

3月1日付の中日新聞に「住宅耐震化過疎地遅れ」という特集が掲載されていました。この記事を目にされた方も多いかと思えます。高齢化率、人口減少率、財政力などが過疎法に定められた基準以下になった過疎地域の耐震化率が極めて低いとされています。公表の時期が少し古い部分もありますけど、本町や七宗町、東白川村も中部9県、307市町村で耐震化率の低い下位10位以内にランクインしています。

過疎地での住宅耐震化が急務となっている訳ですけども、その新聞の中には、例えば愛知県の東栄町ですと、面積の9割が森林であり、高齢化率が50%を超しているというようなところで、耐震化率は26%としてありますが、ここも2002年以降ですと、138件を診断して、大半が倒壊の可能性があるかと判断されておりますけども、実際に改修し、補助を受けたのは4件ということですので、本町と同じ数字が出ておりますが、例えば築100年を超す木造平屋建てに一人で住む女性85歳ですと「この辺りは地盤も強いし、自分の生きているうちは大丈夫」と思われている。あるいは、築80年以上に一人で暮らしている男性75歳は「子どもと一緒に住む訳ではない、耐震化はどえらい金がかかるから考えたこともない」というような言葉もあります。他にもですね、70代の男性は「耐震化した方がいいかもしれないけれど、何百万もかかるでしょう、とても今からやる気にはなれない」ということです。担当する人もですね、高齢者もだが、若い人も「まとまったお金を用意するのは難しい」というようなさまざまな意見がでております。こういう記事を目にしますと、私自身に置き換えたらどうなんだろうということも考えます。

私も60代後半になりまして、そして、子ども達もそれぞれ所帯を持って家を構えている訳ですけども、後継者がおそらくこのままだとないだろうという思いの中で、果たして高額な費用をかけて自分の家を耐震化していくのかどうかということを考えては躊躇しますし、本当に由々しき問題だなと感じます。行政でも住民でも同じ思いではないのかなと感じております。そういった中で耐震化することの難しさという中で、1つ考えられることは、建物は使えなくなっても、命だけは守るという観点で、以前に火災警報器の話もさせていただきましたが、家屋は燃えてしまっても命だけは守るんだという意味で、火災警報器をしっかりと付けて推進していこうというような質問もさせていただいたのですが、そういうことを思った時にですね、部分的な耐震改修工事とか、あるいは、ベッドの周囲を頑丈なフレームで囲う防災ベッドなどを推進していくことも必要ではないかなと思えます。同時にこうしたものに対する補助についても考えていく必要があると思えますが、この点についてはいかががお考えでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

私も、3月1日の新聞の記事を見まして、一番頭の所に白川町の名前が出てきたので、本当にショックを受けた訳なんですけど、1件1件の建物を改修するということになると、大きなお金がかかってしまって難しい訳ですが、命を守るための防災ベッドやそういった物は効果があるのかなと思っております。耐震改修工事の補助に比べれば安価でできるということなので、たくさん対応ができるのかなというふうに思います。そのような考えから、令和3年度に耐震シェルター設置補助金を創設しました。令和3年度と令和4年度と予算化しておりましたが、申請が0件ということでしたので、令和5年度からは、要望があってから補正で対応しようという考えに変わっております。この時の補助金ですが、10分の10の補助率で上限が30万円というものでございました。なぜ申請がなかったのかという点なんですけど、周知不足もあると思いますが、対象者を高齢者の世帯とか、障害のある方の世帯というように絞っておりました。対象者を絞るのは、制度を作った時に一度に皆さんが申請をされますと、対応できないという理由で当初創設した時は対象者を絞らせていただきました。それが1つ原因かなと思います。もう1つあるのが、今の防災ベッドというふうにおっしゃられたんですけど、他にも耐震シェルターがございまして、これらはベッドの周りに頑丈な柱を建てたりとか、室内の中にもう1つ頑丈な部屋を作るというようなものになります。そういったようなものを作ることになると平常時でも部屋の中が狭くなったりとか、邪魔になったりということなので、おそらく令和3年に補助制度を出した時に普段の生活がちょっと邪魔になるようなことがあって踏み切れなかったのかなというふうには思っております。

この能登半島地震の災害を受けて、今であればおそらく関心が高いので、そういった補助があればやりたいという方もみえるかと思っておりますけれども、なかなか平常時でそこまで防災の意識を持つというのは難しいのかなということもあって、10分の10でありながら申請がなかったというふうに原因を考えております。以上です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

はい、以前の状況を教えていただきましたが、私自身令和3年だと議員になる前か、なった後かというくらいで記憶にないのですが、おそらく何かで周知されたと思うのですが、今こうした能登半島地震とか南海トラフとかで現実味を帯びてきたという状況の中ですので、今は本当に防災に対する思いというか、こうした家屋の耐震化についても思いがある人が多いのではないかと思いますけども、ぜひこういうことにお金を使っただきたいなと思っておりますし、前の時にてを挙げる人がいなかったというところで、私はやはり、周知不足というのは否めないかなと思います。多くの人に周知するために今後考えられることがありましたらお願いします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

周知不足、確かに否めないと思いますので、色々な方法で機会をとらえて周知をしていこうと思います。

今制度としてあるのは耐震シェルターの補助金だけなんですけど、議員がおっしゃられた中に部分的な改修工事はどうかというご提案もありましたので、そういったものも含めてもう一度何ができるかを考えて、そのことを皆さんに的確な方法でお伝えできるようにしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

再質問はございません。

行政ばかりに委ねるのではなくて、やはり住民一人ひとりが意識があるというだけではなく、それに対してどう取り組んでいくかということも大切だと思いますので、私も自治会の総会に足を運んだりしている中で、この間も少し話をさせていただきました。防災について、もう少し踏み込んで考えていただきたいというようなことも申しましたけども、やはり、地域の中でそういう声が出てきて、そしてそれをどうしていくかということを実際に考え、それに対して行政がどう手助けしていくかが大切だと思いますので、そういう思いがぐっとなっている今こそしっかりと着手していただきたいなと思えますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、2つ目の項目として「避難所でのプライバシーを守るために」ということで、避難所における睡眠と排泄の問題についてお尋ねします。

大規模地震が発生すると、避難所では多くの被災者により自由な空間が保たれないことや水道管や施設が被害を受け、断水が長引くことで様々な不便が起こります。睡眠不足になると免疫力が低下したり、慢性疾患のリスクが増大します。また、トイレは我慢できるものではなく、衛生面での影響も大きく健康を害する可能性も高く、どちらもプライベートでデリケートな深刻な問題であります。

そこで質問ですが、プライベート空間を保つためのパーテーションや仮設テント、高齢者等に配慮したダンボールベッドやエアベッドなどの常備はしてあるでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

避難所設備について答弁いたします。

町では、先ほど梅田議員への町長の答弁の中でもでてきましたが、令和3年に「避難所機能強

化長期計画」というものを策定しております。この中でパーテーションや、仮設テントの他、床に敷くマットやキャンプで使うような折り畳みベッドをこの計画に基づき、配備を完了しておりますが、ダンボールベッドやエアベッドは配備しておりません。

これは計画策定の検討の段階で、資機材の保管スペースや現場での組み立てやすさに課題があると当時判断したことによるものでございます。

また、寝起きに配慮が必要である要介護者や、肢体不自由な方などの要支援者につきましては、町内4ヶ所ある福祉避難所のベッドの活動を想定しております。

以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

大規模地震を想定しますと、福祉避難所が損壊したり、あるいは、福祉従事者の被災により勤務できないなどの課題がでてきます。ダンボールベッドや、エアベッドというものの保管スペースや組み立てやすさが課題と言われましたが、組み立てはいたって容易でありまして、またコンパクトに収納できるというものですのでその辺は差支えないのかなと思います。折り畳みベッドもあるということですが、やはり高齢者で不自由な方ですと、クッション性というものも必要になってくるかと思しますので、それを考えた時に数は置かなくてもいいと思うが、1つの避難所に対して少しずつ収容可能人数に合わせて常備していくということも大切ではないかなと思いますがいかがでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

現在、備蓄品については、町内8か所に備蓄倉庫があつて、そこに保管して、16か所ある避難所の方へそこから持ち出して使う方法を考えています。先ほどの計画策定の段階では、備蓄倉庫に収納できる量ということで、物品の種類や数量を考えて、その時は配備をしていますが、その中で段ボールベッドについては見送ったということになっております。ただ、随時見直しは必要かと思っておりますので、今後については配備も検討していきたいと思っております。1月中旬から先程町長が申し上げましたが、輪島市とか中能登町の方へ職員が派遣に出しております。避難所の支援に当たっている職員も何人かおりますので、現場を実際に見てきた職員から色々聞き取りを行いながら、実際に現地で使う物はこういった物がいいかという辺りも考えながら今後の配備計画に活かしていきたいと思っております。

議 長

答弁が終わりました。ここで13時まで休憩します。

(午後0時00分)

議 長

再開します。

(午後1時00分)

議 長

4番三戸議員の「避難所でのプライバシーを守るため」の2番目の質問に移ります。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

先ほどは、睡眠ということに対しての質問ということになりますが、ここからは、排泄というところになりますが、次に携帯トイレの備蓄はどれくらいあるかという点と、避難所におけるトイレ事情について、どのような対策を考えてみえるかをお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

携帯トイレの備蓄数及び避難所におけるトイレ事情と対策について答弁します。

避難所機能強化計画では、水道が断水していることを想定してトイレ対策を考えています。テレビ報道などでご存知の方もいると思いますが、洋式便器に凝固剤の入った袋をセットし、用を足した後は袋の口を縛りゴミとして廃棄するタイプの携帯トイレを9,600枚備蓄しています。また、持ち運び可能なポータブルトイレも備蓄しています。備蓄数は、日本トイレ協会による「避難所におけるトイレ設置の目安」という基準をもとに30基としています。以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

はい、今回の能登半島地震では、正月の帰省時であったこともあって、在住者以外にも多くの避難者があったという所です。これは、いわば想定外であったと思われれます。こうしたことも加味すると、携帯トイレの備蓄数はもっと必要ではないかと思うが、その辺りはどうでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井宏之君)

総務課長

在住者以外の方のトイレの分ということですが、そういったことも含めて必要数については再度検討していきたいと思えます。なお、現状の備蓄数の考え方なんですけれども、一日にこれくらいは使うであろうと想定しまして、その数量の3日分という形で各所の避難所物品を備蓄しています。携帯トイレの場合は一日5回を平均として計算しています。発災後3日間をし

のげばその後は救援物資が届くというような想定もありまして、備蓄数については割り出しております。

携帯トイレ以外にも、新生児、高齢者向けの紙おむつや生理用ナプキン、おしりふきなども、一日の必要数を想定して、その3日分という形で備蓄しております。以上です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

今、9,600備蓄をされているという事ですけど、令和5年度の予算付属書を見ますと、収容人員が1,170人、大体想定数が5回の3日分ということで、およそ17,600という数字がでていますが、現在9,600ということですから、まだこの先備蓄をしていく計画があるかどうか。

それと、先程の梅田議員のお話の中にもボランティアで避難所に行かれた時のトイレ事情も少しお聞きしましたがけれども、その携帯トイレの数が足りないということと、もう1つはもったいないという観点から、1つの携帯トイレに対して、一人の人が用を足したらその上から新聞紙を重ねて、それを次の人が使うと何人かの人が1つのものを使うとお聞きしました。そういったことを考えると非常にもったいないという観点からはわかるんですが、やはり、プライバシーとかを考えると果たしてそれがいいのかどうかということ考えた時には、やはり一人に1袋で1回というのが普通ではないかなと考えます。

更に、田舎の事ですから、屋外に出て山かどこかで用を足してくるというようなことも考えられなくはないですが、それは男性でしっかり行動ができる人でないと無理でしょうからやはり女性とか高齢者のことを考えると、その辺のこともやはり必要数プラスアルファ多く置いておくというのが普通ではないかなと思いますがその辺に関してはいかがでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

今日の中日新聞にもトイレの記事が出ておりまして、袋の中に新聞紙を置いてその上に細かくちぎった新聞紙を入れてそこで用を足したという話が出ておりましたので、本当に数が少ない時はそういったような対応も必要なのかなと思います。そういったことができるということを覚えておくということも必要なのかなと思いました。

数については、確かにまだちょっと先程言われた数には達していないので、この後もう一度見直しはかけていく必要はあるかなというふうに思っております。

いろいろ揃えなければいけないものがありますし、補助制度の話もある訳なんですけれども、なかなか限られた予算の中で十分に前もってというのはどこまでできるのかは難しいのがあるか

なというふうに感じております。町ではそういったこともあって、防災の要は自助共助であるということを経年前からうたっておりまして、その中で自助共助の向上を図るということで防災アドバイザーというのを他の自治体に先駆けて活用して、防災アドバイザーが小さな集落の集會まで出向いてそういった防災の知識を教えるという活動を地道に続けております。こういった一人一人が防災意識に対して意識を高めていくということがなかなか公助のところでは対応できない部分をカバーしていく意味でも大事なことかなというふうに考えております。

先程の町長の話にも少し出ておりましたが、能登半島地震でも公設避難所以外の所に自分達で避難されて、そこで何日も過ごされている方がいるという事がありましたけれども、同じことが、白川町でも起きるのかなと思います。隣近所が集まってなんとかしのいでいく場面も想定できる訳なんです、そういった時にはもともとの準備も大事なんです、一人一人の防災意識を高く持っていただくことで、最初の部分を何とかしのいでいくような形がとれないかと思っておりますので、足りない部分については白川町としては防災アドバイザーを活用していきたいと思っております。また、その中には各自治会に防災設備の補助金というのも現在あり、利用していただいております。自治会ごとで防災アドバイザーからのアドバイスを受けて必要と感じた場合には、毛布を揃えたり、必要な非常食を準備したりそれぞれの自治会の中で知恵を絞って、いざという時の対応に取り組んでおられるので、この活動をできるだけ伸ばしていきたいと考えております。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

内容的に幅広く答弁いただきましたが、トイレ事情の中でポータブルトイレのところなんです、備蓄が30基ということでしたけども、これは全体で30基ということなのかということと、この常備の仕方をどのようにしてみえるのかということをお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

30基というのは、全部で30基ということになります。町内8ヶ所に備蓄倉庫がありますが、そちらの備蓄倉庫に各地区の避難所の収容人数に応じた形でそれぞれ配分して今配備しているような状況です。数については一応トイレ協会の目安という形で配分を計画しておりますけども、それでいいという訳ではないので、見直しはかけていきたいと考えております。

議 長

答弁が終わりました。質問ありますか。4番。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

本町のような道路事情でありますと、やはり、地区単位8か所に置いてあるということですが、大規模地震により道路が寸断されたという事態を想定すると、そのポータブルトイレの備蓄というのはやはり1つの避難所に対して収容可能な人数に合わせて配備しておくという事がまず1つ必要かなと思いますし、指定避難所が16か所あって、収容可能人数が1,170人ということ、そして、本町のような高齢者が多い地域ということを考えますと、私としては、とても30基では足りないと思いますがいかがでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

確かに先ほどの避難所の数からすると少ないということもありますし、先ほども言っているように、こちらが思っていない所で避難されている方もあるかと思えます。そういったことからすると見直しはかけていく必要はあるのかなと思っております。トイレの事情についても現地の方へ出かけた職員がおりますので、その辺からトイレ事情について、聞き取りをしながら進めて行きたいと考えております。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。無し、次へ。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

先程のベッドについても言えるんですけど、やはりベッドの使用率が低いということで、エコノミー症候群になる確率も高いとか、トイレ事情が悪いと高齢者がトイレで倒れるケースも多いということですので、避難所の環境が悪いために、高齢者や慢性疾患がある方の生きる意欲が低下していくと、それが災害関連死に至るケースがあるということですので、その辺のところをよく考えて検討していただくということで、今回質問しました睡眠と排泄に関することは特にプライバシーの問題がありますので、十分検討していただくようお願いしまして、3つ目の質問に移ります。

これが最後の質問になりますが、3つ目の項目としまして、「災害時に発生する災害ごみを捨てるために」ということで、災害廃棄物の対応についてお尋ねいたします。

令和3年8月の集中豪雨による河川の氾濫により河岐地区で洪水により、多くの建物の浸水被害が発生した際、それに伴い多くの災害ごみも発生しました。その際ごみ置き場に苦勞されたと聞いております。

大規模地震を想定すると、同時多発的に一瞬のうちに膨大な廃棄物が発生することから、ある程度広い面積の仮置き場を各地域に確保しておく必要があります。そこで質問ですが、現在災害廃棄物の仮置き場の指定はどのようになっているかという点を含め災害廃棄物対策の課題と全般

的な考えについて、お尋ねいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

まず、「仮置場の指定はどうなっているか」について答弁いたします。

町では、町内各地域に町有のグラウンドなど16か所を、廃棄物仮置き場として候補地に選定しています。災害ごみが発生した場合は、その中から、もしくは新しい候補地を探し、災害の発生地域や規模などにより、その都度適切な場所を指定することとしています。

2点目、災害廃棄物対策の課題と全般的な考えについて答弁します。

課題は、災害ごみ仮置場の運営に係る人員不足、受け入れ施設の確保、災害ごみと一般ごみの仕分けなどになります。これらの課題に対処するため、災害廃棄物処理計画の定期的な見直しや、行政組織間の協力体制強化、地域住民への適切な情報提供などが重要と考えています。答弁以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。4番。

(4番 三戸勝徳君)

4 番

先程の質問の際に令和3年8月の河岐地区集中豪雨による浸水と申しましたが、前年の令和2年7月にもありまして、2年連続というところがございますので、そこは訂正させていただきます。

再質問はありませんけども、災害廃棄物については地震が発生し、そして、命が助かり避難所へ来てという流れの中で、ひとつ一段落した中に発生する事案かと思えます。しばらく落ち着いてからの対応となってくると思いますが、厳しい環境の中であっても必ず対応しなければならない課題だと思っております。ある程度シミュレーションをして、有事に備えていただきますようにお願いいたします。

今回、大規模地震を想定する中で、3点について質問をいたしましたがこの他にもライフラインとインフラとか燃料不足の問題、教育問題、精神的ケアの問題、普段からの地域コミュニティなど様々な課題があります。有事の際に後悔することを最小限に留めるように取組んでおくことが必要だと思いますので、十分に検討いただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長

4番 三戸勝徳君の質問を終わります。

次に、5番 佐伯好典君。

(5番 佐伯好典君)

5 番

それでは、議長からお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

質問を始める前に、1月1日の能登半島地震に際し、亡くなられた方への哀悼の意と、被害に遭われた方々へのお見舞いを心から申し上げます。地震から3ヶ月余り経ち、徐々に復旧が進んでいるとはいえ、半島という地域での対応の難しさなど多くの課題があり、復興への道のりはまだまだ長いと思われませんが、心から復興を願っております。

また、本日3月11日は、東日本大震災が起こった日です。震災から13年が経った今もなお、その影響は大きく、復興したとは言い難い状態です。僕自身、震災を機に白川町へ帰る選択をし、震災によって人生が変わった一人です。東北の復興が社会的なインフラをもとより、人々が心から復興したと思えるような形になることを願い、質問に入ります。

では私の質問ですけれども、町長の施策「攻め」について、町長のマニフェストにある「攻めと守り」についてですけれども、町長は就任された所信表明において「攻め」と「守り」をキーワードに今後の町政について方向を示されました。僕の解釈では、いわゆる生活の基盤となるべく生活インフラ等の行政が担うべき部分の維持向上を「守り」、そして、関係人口を増やす新たな取り組みや人口減少、少子化の改善に向けた取り組みを「攻め」と表現されたと受け取っています。どちらも白川町にとって重要なことであろうと思われませんが、令和6年度予算書を見る限り「攻め」に関しての取り組みが弱いような印象を受けました。町長の考える「攻め」について、どのような考えを持ち、具体的な取り組みについて質問をします。

まず1つ目、町長の考える「攻め」についてお聞きします。

僕の考える「攻め」は先に述べたような、町がこれから取り組まなければならない人口減少や少子化、地域活性化に資する関係人口の創出等だと考えますが、町長の考える白川町に必要な「攻め」についてどのような認識をしているかお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

町 長

それではご質問のあった内容について、答弁させていただきます。

町長に就任をさせていただいてから1年7ヶ月が経過をしようとしております。就任後2回目の予算編成となりますけれども、私の所信表明で申し上げた内容に対して、予算の反映が薄いという内容のご質問かと思えます。私の町長になった時の船出は課題満載の中のものでした。コロナ禍ということもありましたが様々な課題の根幹というのは少子高齢化であって、それに対応していく町づくりであるという思いは今も変わりはありません。

上程いたしております令和6年度の予算は、一般会計で76億円余の過去最高額となっております。可茂の管内町村では最も大きな一般会計の予算規模となりまして、町税がたかだか9億円足らずの本町で、職員の財源確保のお陰で、その8倍以上にふくらました内容となってきており

ます。

さて、そんな中ご質問にありました「攻め」の部分ではありますが、町長になりました当初の所信表明でも申し上げました通り端的に申し上げれば、現状の制度、仕組み、医療福祉やインフラなど生活に直結するものをどのように維持していくかというところが「守り」部分に対して、「攻め」についてはお茶や木材といった町の資源をさらに活性化することですとか、既存感覚ではなく、新しい観点から活用していくようなチャレンジ的なものであったり、新たな人との出会いによる街の魅力の発掘などがありますけれども、これは議員の考えておられます関係人口の創出と同じ視点かもしれません。

この2つの視点は、私の中では「守り」が行政としてやらなければならない最低限のことを、その問題点をいかにクリアして進めるかということ、そして「攻め」は、少し冒険的といいますか、遊び心を持たせたような取り組みをしていくことに分けて認識をしている。

私、元々職員でしたので、その昔まだ職員として働いていた頃には、まちづくりというと大規模な集客を作るようなイベントであったり、マスコミに取り上げられるような活気的な仕組み作りであるというような思いを持っておりました。具体的に申しますと、東白川村でやってみえる「つちのこ」のイベントや、今手がけておられます、八百津町の「はやぶさプロジェクト」こういったものが話題になっていますが、そういったものを考えるのが大切かなというのがその当時の感覚でありました。それを決して否定するわけではありませんけれども、最近では白川町、この町に住む人が、いかに快適に心配なく暮らせるかということが一番なのかなと思っています。その中で少し皆さんの話題になるような新しいものができたり、興味を持って参加されるようなことを作っていったらそれが一番いいのかなと思っています。以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。次へ。

(5番 佐伯好典君)

5 番

町長の「攻め」に対する考え、僕もまちづくりイコールイベントというか関係人口と考えていたんですけども、それよりはもう少し住民寄りに、白川町に住んでいる方が一緒に楽しめるような参加型のところにシフトを変えたというような答弁だったと思います。

そこで次の質問なんですが、そんな中で令和6年度の予算の中で、僕が見た「攻め」に当たる部分がいくつかあったんですけども、例えばグリーンツーリズムとの連携による道の駅やクオーレの目的地化、あと森林資源の対応的な活用などがあると思います。これらのことですが、ここだと具体的な部分がちょっと見えにくいので、これらの具体的な提案と、その他町長の考える取り組みがあればお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

町 長

令和6年度の予算の内容についてですけれども、この後委員会付託され、委員会の場でも説明があるかと思えますけど、今2点についての具体的な考えをとということなので、私の思いを少し述べさせてもらいます。白川町のグリーンツーリズム協議会についてはご承知のことと思えますので説明は省かせていただきますけれども、予算的にはこちらの協会への運営補助金を計上しております。協議会の事業としましては、公式ガイドブック「いとしき」というものを作っておりますが、そういったものですか、体験交流ツアーの企画運営をしておりますが、関係人口の創出には交付金をいただいております。また、地域の資源の発掘にも起用いただいております。

令和6年度については、まだモニターツアーの段階ですけれども、そのモニターツアーを経てその後、本格的に実証されるという予定であります。このツアーに町の観光施設であるクオーレふれあいの里やピアチェーレを組み込んでPRすることで、直接目的地となるようなアクションを起こせたらいいのかなと思っております。

次に森林資源の多様な活用ですが、予算としては特に新しいものではありませんけれども、三重県漁連それから笠松町との森林資源体験イベントを予定しております。

それ以外の「攻め」に当たる部分の予算的なものというところでは、農林業の分野では農業関係で移住をされる方で就業の多い夏秋トマトの選果場の改修の整備ですとか、木材の関連では東濃ひのき白川市場の整備、それから商工分野では先日も説明いたしましたけれど地域通貨の導入、観光の分野ではクオーレふれあいの里の整備などがございます。

また、予算的には載っているものではありませんが、人との関わりの部分において、大学との連携を今後も進めていきたいなと思っております。既に協定を締結しております東海学院大学とは、主としてお茶に関する連携を、名古屋市立大学とは地域学習のフィールドとして来年度も引き続き活動をいただきまして、さらにこの3月には、岐阜大学と連携協定を締結して、様々な助言や、学生さんの視点からの意見をいただくという予定をしております。

また、こういった関わりを作るといふ事業については、すぐに目に見える効果は少ないかもしれませんが、将来に向けての種をまいていくような事業になればと思います。

本町の中で、潤沢な財源があったら、様々なことをやっていたりもするかもしれませんが、ご承知の通り限られた予算でありまして、その中でもできることをやっていきたいと思っております。以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。5番。

(5番 佐伯好典君)

5 番

いろいろとグリーンツーリズムに関しては、白川町は割と活発で、いろんな賞を受ける等の効果を上げていると思うんですが、一方で予算書の中では連携においての道の駅やクオーレの目的地化なんですけど、今ツアーで寄る事によってそこを目的化に変えるというようなお話があったん

ですけれども、やはり、それこそ森林資源の方でも岐阜車体の森ですとか、企業を呼んでいろいろ活動されています。僕も里山として少しそちらに関わらせていただいて、岐阜車体の方々、イベントをやっているんですけども、結局そのイベント自体が目的になって、要は道の駅に来るバスツアーが目的になるっていうのは、ある意味そのツアーがなければそれが目的地化されないというようなイメージがあります。やはり、クオーレはキャンプに来る方々が目的地としてクオーレに来るので、今実際目的地としての活用はされていると思うんですけども、そこはグリーンツーリズムとの連携、要はクオーレに来た方が、例えば町民で町の中でいろんな活動をしている方々もみえます。グリーンツーリズムとは基本的には中の体験とか、町の町民の方がいろいろ考えた事業が行われているんですけども、そことクオーレが連携しているかということ、なかなかそこはちょっと疑問を抱いてしまうところがあります。そこで、例えば、町の活動している方々のいろいろな体験がクオーレに来た方のキャンプの中に、白川町内でこういう体験がいろいろできますよっていうところで、町民の方々と関係を持ってクオーレに来たついでに、または、クオーレじゃなくてもグリーンツーリズムの体験に来る、こういう関係性が持てるとすごくいいかなと思います。

道の駅でもそうだと思うんですけども、そういった部分があるのが、僕は目的地化、先ほど町長が最初の質問に述べられた「町民も関わっていく」というような「攻め」の部分として、やっぱりそこをもう少し厚くできるような部分っていうのが欲しいかなと思っています。

岐阜車体の話もしましたけれども、やはりイベントには来て、岐阜車体のホームページなんかを見ると「白川町と連携しています。」と、白川町の今もなくなってしまっただけ残念なんですけど、昔は道の駅の温泉とかですね、そういうものをみんな利用しましょうみたいなところが、ホームページに書いてあった時期もあったんですけども。実際は来て、そこに参加して、それ以外はなかなか来ないというような状況で、本当はそこで、グリーンツーリズムの体験等を岐阜車体の方々へ提案をして、白川町は森だけじゃなくて実はこんなたくさんいろんな町民の資源というかツーリズムがありますよというような部分を混ぜていける活動があるとすごくいいと思うんですけども、その辺の何て言うんですかね最初に言われたその「遊び心」「チャレンジ」っていう部分より町民にという話があったんですけど、やはり関係人口、来た方々に最大限に白川町の魅力を伝えて、ツアーとかそれ以外のところに来るっていうのが本当の目的地化したことになると思っていますんですけどもその部分について、なかなか予算上底を上げてあるので、難しいかもしれないんですけど今後に向けて町長の考えを聞けたらと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

町 長

答弁が食い違ったらごめんなさい。基本的に連携で道の駅とクオーレの里ということで提案説明でお話させていただいておりますけれども、どんだけPRをしても、連携して皆さんに知って

いただいても、クオーレと道の駅が1回見た方が魅力があつてまた来たいと思うようなステージでない、これは駄目だというのが一番念頭にあると思う。

クオーレは一時コロナで収束の状況から、お一人さまのキャンプブームがあつて、かなり人数が来ておりましたが、最近のマスコミを見ていても一時のキャンプブームが少し落ちてきた感じがあり、コロナが収まってきたところでは、大きな観光施設では、また人が動いているような状況で、少し停滞気味な感じはしております。

ピアチェーレの方はご存じの通り41号線の通り客というのが、かなり少なくなってきているので、待っているだけでは、どんどん寄る客も少なくなってくる状況の中で、施設も老朽化をしてきましたし、これから先施設をどうしていくか、維持していくのか、新しいものを作るのか、壊すのかという部分も検討する必要があるかなと思っておりますが、ピアチェーレ自体の来るだけの魅力というものがもう少しないといけないのかなという点は思っております。

私も、昔企画課の時代には、ピアチェーレの再建であちこちの道の駅を見てまわりましたが、道沿いでなくとも、本当に魅力のある所はお客さんがみえるという道の駅もありますし、そういった何かがないと来ないのかなというところもあります。同時にチャオの野菜もありますが、出荷の方も高齢化してきてなかなか品数自体も少なくなってきている状況の中ですので、野菜を買いにチャオまでいくという方もなかなか難しい状況ではありますが、そういった魅力をまず作ることが必要だと思います。

グリーンツーリズムについては今までやってきているモニターツアーの関係の中で令和6年度がお試し期間というかモニター関係は最終年度で、その後本格運用に入っていきますが、その中で主にクライミングシャワーやいろんな地元の方がやっているものに関わっていただいている。それと第3セクターの施設をどうつなげるかは簡単ではないと思いますし、昔、観光協会がやっていたように、ただ単にバスに乗って連れて来て送るだけでは魅力にはならない、ただのお買い物ツアーみたいになってしまいますので、その分は実際に関わっている方と話をしながら進めていく必要があるかと思っています。

お金があれば、道の駅ピアチェーレの飛騨川沿いの整備を少しして、あちら側にドックランを作るとか、お客さんが来るようなものを何か作れたらいいなとおもいますが、そこまで攻めるだけの予算的余裕もないのですぐに出来るとは思いませんが、そういったものを何か作っていく必要もあろうかと思ったり、クオーレも今、笹平の方はあまり活用ができず、他の運用も考えておりますけれども、それぞれの施設ではそれぞれこれから10年先はわからないかもしれませんが、数年先のことは少し考えながらいろんなことをしていく必要があるかなと思っています。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典君)

5 番

はい、いろいろと本当に予算上の都合があつてなかなか難しいと思うんですけれども、今やは

りグリーンツーリズムの本格ツアーに向けてのモニターの話が出たりとかですね、いろいろ何を魅力にしていくかっていう部分で、やはりグリーンツーリズムの中、最初に「いとしき」という冊子のお話されたんですけども、その中にはやっぱり町民が自分達で考える白川町の魅力を詰めたような体験メニューで中が構成されています。

僕も関わっているボルダリングもそうですし、本当に魅力的で「こういう使い方があるんだ」というようなものが多数あります。それ以外にも他に「いとしき」に載っていないけれども、町民集めて植樹をやっている団体とか、いろんなところがあるんですけども、やはり今後の第3セクターの道の駅、クオーレそれ以外のところとやっぱり連携していくためには、その部分の実際どうなのかっていう調査が必要になってくると思います。やっぱりそのいろんな活動が、どれぐらい響いているのか、その中で、白川町の強みに使えるのはどれなのかっていうのをしっかりと検証して、そこをふさわしい例えば道の駅やクオーレが出ているのでそこと繋げていく。

そのためには、やっぱりまずは現状白川町にあるそういった活動の内容をしっかりと把握して、どう活かしていくかというような調査が必要だと思います。今年度はその予算というのは無理かもしれないが、そういった町民の活動とかを調査して、実際のその人達の活動内容をしっかりと精査して、これは活かせるというところにしっかりとアプローチして、いろんなところに繋げていく。こういったことは、多分この目的化していくためには必ず必要かなと思うが、こういった調査について今年度これからされていくつもりはないかお伺いします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

町 長

はい、いろんな資源については昔からいろんなことをやっては来ましたが、「白川町宝物さがし」とかいようなことをやってきまいたが、その時々で新しいものもできてきますし、1回拾って終わりという訳ではないと思うし、ものだけではなく人自体も新しい人が入り、新しいものを始められ、新しい魅力ができて、本当にツアーに組めるようなものを行っている方もあるので、そういったものを絶えず拾っていく、その時1回調査したので5年間はやりませんではなく、絶えず新しいものを情報として入れて、データベース化していくようなことができていくのが必要かなと思います。

ただ、私が思うには、やっぱり何もかも行政で全てをお膳立てしていくのは、長続きもしませんし、やっていただける方のやる気というものも削ぐこともありうるので、グリーンツーリズム協会や他の団体もありますが、そういったところを1つに取りまとめるような所が1番いいのかなと思います。今はこのグリーンツーリズム協会が主になっていろんな資源を集めて、ツアー等も組んでいただいているが、そういった事務局がグリーンツーリズムかはわかりませんが、どこかで全ての情報を随時アップしていけるような、昨今ですと紙に書いくのではなく、Web上にあげていくことになるとは思います。そういったことが必要かなと思います。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典君)

5 番

質問はないですが、横家町長の頃にも「宝物さがし」がありました。僕も宝物について、それは何ですかと質問したこともあるが、なかなかフレーズはすごく良くて、僕も白川町の宝ってなんだろうと考えた中でいろんな気づきがありまして、白川町の宝を生かすような活動をしてきているんですが、それとは裏腹に、実際その宝物を見つけて、その次が本当にちゃんと繋がって一体感になってるかっていうと、ちょっと疑問を感じます。

やはり、活動がうまくいっている所、いってないところがあるんですけれども、そういう方々をしっかりと見ていただいて、本当にうまく連携させていくことが白川町のためになってくる。

グリーンツーリズム協会があるので、確かにその役目かもしれませんが、やはり町としても、もう一步いろんな連携をするに当たっては、当然主体になってはいけないんですけれども、しっかり支えていただいて、今活動している方々が、今後もその活動によって白川町にも貢献できるように、また白川町もそれによってさらに魅力ある白川町になるように、そういったことを期待して質問を終わります。ありがとうございました。

議 長

5番佐伯好典君の質問を終わります。

次に3番 伊佐治優君。

(3番 伊佐治優君)

3 番

はい、それでは議長のお許しができましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、皆さんおっしゃった通りでございますが、能登半島地震でお亡くなりになられた方や、被災された方にお悔み、お見舞いを申し上げたいと思います。それと、震災復興関係の皆さまには敬意と感謝を申し上げたいと思います。

それと今日は13年前の東日本大震災ですが、思い出すのはその年、半年後に白川町にも大変な水害がありまして、その当時建設課にいた訳ですが、約1年半ほど土木係含めてでございますが、大変な思いをした記憶がありまして、今年令和6年にこの地震が起きた後に白川町に水害等の被害がなければいいなと思うところであります。

それでは、質問に移ります。「今後の白川町の林業振興について」ということでございます。

林業専門監には、2年間に渡り白川町の林業行政に深く携わっていただき、誠にありがとうございました。今後の白川町の林業の在り方についてのご意見をお聞きしたく、質問させていただきます。

内閣府が「森林と生活に関する世論調査」として昨年10月5日から11月12日まで郵送により全国18歳以上の日本国籍を有する者3,000人に調査を行い、有効回収数1,624人回

収率54.1%でした。調査内容は1として「森林の利用」、2として「森林の役割と森林づくり」、3として「木材の利用」の3項目で、この結果、この1年森林に行っていないが男性42.9%、女性51.6%となり、女性の足を森林に向けさせるかが課題とされていました。次に森林に行く目的は「景観、風景を楽しむ」が56.4%、「森林浴によるリフレッシュ」が44.9%となっています。また農山村への定住意向として定住してみたいが25.2%、年代別では20代から40代が20%程度あり、女性全体では18%近くが移住に肯定的でした。「森林づくりボランティア活動への参加」では70%近くが参加の意思を持っており、地方公共団体やボランティア団体が実施するイベント参加が56%となっていました。「森林の役割」では温暖化対策が約68%、災害防止が67%、水源対策が58%となっています。木材利用で産地に関心があるが約30%の半面、55%の人が産地を気にしないとの結果となっています。調査の結果としては多くの方が日本の森林への関心を示していると思います。

さて、令和6年度から森林環境税が毎年約8,000万円交付され、今まで自主財源での事業がこれに切り替わるようです。これに、林野庁が提唱するカーボンニュートラルの実現に向けた各種事業を計画的に取り組むと、白川町の森林産業はかなり大きくなるのではないかと思います。

そんな白川町の林業の今後の事業として専門官が考えられるものはどのようなかお尋ねします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。林業専門監

(林業専門監 河方勇一郎君)

林業専門監

伊佐治議員のご質問の前に一言失礼いたします。

伊佐治議員の質問の冒頭にもありましたが、白川町と岐阜県の交流人事により、2年間白川町の林務行政に携わり、林務関係の課題に森林消費者等、関係者の皆さんと直接話をして取組む機会を得られたことに感謝申し上げます。

それでは1つ目のご質問の「白川町の林業の今後の事業について専門監が考えるもの」についてですが、白川町の森林面積は約2万1,000ヘクタールで町の約87%が森林であることから、森林資源が豊かであることは間違いありません。従来からの森林の活用は、産業としての木材の利用があり、白川町は東濃ヒノキの産地として知られておる通り、建築資材などの木材利用が主なものとなっております。令和5年度の東濃ヒノキ白川市場の原木取扱量は、約4万リューベイに達する見込みで、町内産の木材の取扱量も増加していると聞いております。

木材価格は需要量に大きく左右されますが、供給量を安定させることで、木材需要者の信用を得ることができますので、このまま木材供給量を確保できるように森林技術者の育成、技術の向上や林業を継続できる体制作りが必要と考えております。

また、ご質問の前段にあった通り、一般の方が森林に期待する役割は、温暖化対策、災害防止など公益的機能が多くなっており、安心して住める地域作りに森林保全は必要です。木材生産の取組みの中で、森林整備が進み、公益的機能が発揮されるのが目標となりますが、道から離れて

いる森林や、急斜面の森林など木材の生産に不向きな地形条件等のある森林の整備も併せて推進していく必要があると感じております。

また、新たな森林の多様な活用として、カーボンニュートラルに関するJクレジットの活用があります。白川町有林では、平成25年度に取り組みをしております。プロジェクトが終わっておりますので、また新たにプロジェクト登録を計画しております。また、白川町森林組合は、本年度Jクレジットのプロジェクト認定を受けております。

それ以外にも森林の活用としましては、環境学習や森林整備体験などがあります。ご質問にもありました通り、森林ボランティアといったようなことも需要が高まっているということですが、新たな取り組みについては、すみませんが私の中でまだイメージができておりません。取りかかりとしましては、この地域は東濃ヒノキの産地であることから森林整備した山に入ってもらい、気持ちの良いと感じてもらえる人工林を活用できればと考えております。山に来た人に、森林所有者の思いを感じてもらえ、東濃ヒノキの認知度も上がり、交流人口の増加に繋がれば地域の活性化にも寄与できるのではないかと考えております。

令和6年度から、森林環境税が徴収されることもあり、森林の多面的な機能の発揮の期待に答えるための財源と認識し、森林・林業を取り巻く環境の変化に応じ、効率的な活用が重要と考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君)

3 番

ありがとうございます。今お答えいただいた中で、Jクレジットについてですが、また新たなということですが、大体の規模がどの程度か分かれば教えていただきたいと思っておりますし、これからの課題になると思っておりますが、岐阜車体の森の整備並びに笹平でございますけれども、以前イベント等も行っており広さがありますので、集客というか交流する所としては良いと思っておりますが、その辺の整備という計画を進めていただけるといいのかなと思っておりますが、その辺の見解についてお答えをお願いします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。林業専門監。

(林業専門監 河方勇一郎)

林業専門監

ご質問ありました、Jクレジットの規模についてですが、ここで考えられています町有林の計画ですが、町有林が約400ヘクタールほどありますので、そちら全体が対象ということになってくる計画となる。今のところ、なかなか進んではないんですけど、その理由としましては、やはりJクレジットは長期的、約10年ほどの計画で進めていくことになり、さらに皆伐があった場合に関しては、プロジェクト認定後50年ほど報告義務が発生する可能性もあるので、

長期的な計画を見据えた上で、どのように取り組むかを定めていく必要がありますので、そこら辺を今計画中ということになっております。参考までに森林組合が取り組んだ、今回プロジェクト認定を受けたものですが、対象森林の面積は同じく400ヘクタールほどで、森林計画でいうと6団地、各地域で取り組んでいるということを知っております。

続きまして、岐阜車体及び笹平の活用ということになりますが、僕が白川町に来て笹平を改めて見させてもらったところ、やはり山の上にあれだけ広い土地があるということと、下にはキャンプ場があって岐阜車体も訪れる。さらに、町有林も比較的まとまってあるといったことで条件は備わっているかなと思っております。過去にも大きなイベントが開かれたということも聞いておりますので、先ほども言いましたが新たな取り組みのイメージはまだわからないんですが、やはり貴重な場所だなと思ってしますので、いろいろな方面から、もちろん森林の活用もあると思いますけど、トータル的に考えた活動ができていければなということは、個人的に思って感じたところであります。以上です。

議長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君)

3番

次へ、それでは森林組合のお話が出たので、次の質問ですが、一昨年、岐阜県内の森林組合が、かなりの利益を上げている中で、白川町の森林組合は残念なことに赤字になってしまいました。後期はプラスになるという話でございましたが、専門監が考える森林組合の事業の取組みについてどのようにお考えかを伺いたいと思います。

議長

質問が終わりました。答弁を求めます。林業専門監。

(林業専門監 河方勇一郎)

林業専門監

それでは、2つ目のご質問の「白川町森林組合の事業の取組みについての考え」ですが、森林組合はですね、ご存知かと思いますが、森林組合は、森林所有者が出資し、林業経営の指導、施業の受託や林山事業など組合員が共同で利用する様々な事業を行う協同組合となっております。造林補助制度が始まった頃には、森林所有者が自ら森林整備をする際の支援などが主でしたが、温暖化対策、災害防止など公益的機能の発揮が求められることや、森林経営計画の制度のように、森林施業の集約化や木材生産の合理化が必要とされるなど、制度も変化してきました。各地の森林組合の取組みも、その地域に合った取組みとなっております。

私が思う白川町の林業関係の特徴としましては、原木市場である東濃ヒノキ白川市場が木材供給の拠点となっており、多様な林業事業体があり、林業の担い手の確保と育成のために設立された「白川町林業担い手育成協議会」のように林業事業体が連携した取組みがあることです。

白川町森林組合自体は、職員が8人おり、森林調査や森林施業のプランニングなどに取り組ん

でおり、先ほども申しましたが、Jクレジットなど新たな取り組みもされています。技術員は3名一般体制であることから、森林整備は外注が多くなっているというのが現状かと思います。

職員数が8名と非常に多く感じますが、白川町の人工林面積は約1万2,000ヘクタールですので、計算上ですが一人当たり約1,500ヘクタールとなります。全て森林組合が担当するものではないんですが、大面積であることには変わりません。そのため、森林調査と森林整備が効率的に行えるプランづくりが重要となり、業務の効率化ができる対応事例の蓄積、組合内での情報共有、林業事業体と協力体制作りが必要と感じております。

また、森林組合は森林所有者の代表とも言えますので「白川町林業担い手育成協議会」を通じた林業担い手の確保、育成、協議会員が林業を継続できるための支援にも期待していきたくて思っております。

白川町森林組合をはじめ、林業、木材関係者の皆さんが、森林や林業に強い思い入れがあると感じました。身近な森林や育ててきた木材資源を大切に使いたいという思いを強く感じまして、各事業体が得意とする分野で連携して、白川町の森林の公益的機能の発揮と木材の安定供給に取り組めればさらに発展できるのではないかと感じております。答弁は以上です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君)

3 番

はいありがとうございました。

ここで、森林組合の経営について述べることはなかなか難しいこととございますけど、林野庁の事業云々を見ましても、農林系は特に町村が事業を思いつくのも当然ですが、それ以上に地域団体といいますか、森林組合を含めまして、関係する協議会というか、団体がしっかりと各種いろんな事業がメニューに上がってきて、いろんな事ができるのではないかなというふうに思っております。先ほど言われたように森林組合の職員が8人で、一人当たり1,500町歩と、すごく広いような気がしますが、有効に使えるのがその半分か3分の1くらいではないかなということも少し思いますけど、いろんな効率的なプランがあると思いますけど、経営の話になると専門監も皆さんにしてもなかなかこの場では言いづらいとは思いますが、林業関係者の協力体制作りということで中心になるのがやっぱり森林組合ではないかなと思いますけど、その体制がどんな形になるか、どのようにすればよいかというような視点で答弁いただければと思いますがいかがでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。林業専門監。

(林業専門監 河方勇一郎)

林業専門監

森林組合の体制ということですが、僕が見た森林組合という前置きですみませんが、年齢層と

してはバランスが取れた団体だなどは思っています。ただ、その中で職員の連携がうまく図られているか、とか技術の育成というか、組織として動いておられるかという組織の課題は正直あると感じております。それで今、20代の職員さんもみえますので、そういった人が学んで活躍できる体制作り、そして、30代、40代の職員もみえますので、組織としてやはり動いてほしいというのがあります。後、こちらに来て思ったことは、林業事業体さんが非常に丁寧な作業をする状態や、効率よく木材生産する事業体が見られたりがすごい特徴的だなというのを感じました。そこで森林組合が仕事を作って、その事業体の特徴にあった現場でその事業体さんを活躍してもらえるような調整といったものが、もっと積極的に行われると、町の森林整備もより進んでいくのかなと思います。また、どうしても奥山で道も入らないような所になってきますともう切り捨てしかないとなってきますので、そこら辺のカバーをいかに事業の組み合わせとしてやっていくかというのも森林組合の方でプランニングを作っていたいただきたいと考えておりますので、まだこれから課題はありますが、そういったことの技術の向上を支援もしたいし、そう育っていただきたいと感じています。以上です。

議長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君)

3番

今のご意見、森林組合がどちらかというところ、自分のところで主に伐採せよというよりは、森林のコーディネーターというような形でいわゆる作業関係は他の方にお任せするような形でやっていければというご意見だと思いますけど、それには非常に賛成でございます。

それと、昨年の森林組合の総会の中で市場との連携というような話が出ておりました。残念ながらその後森林組合と話す機会がないのでその後どうなったかは聞いておりませんが、ひょっとして農林課の方で何か聞いていないかと思うのですが、その後の動きはどうかというようなことですが、わかる範囲で結構ですのでお答え願えるでしょうか。

議長

質問が終わりました。答弁を求めます。林業専門監。

(林業専門監 河方勇一郎)

林業専門監

市場との連携ということで、今のところ知っている範囲で申し訳ありませんが回答させていただきます。

森林組合と市場の連携についてですが、ちょうど町有林を皆伐して庁舎木材で木材を出す機会が昨年度は多かったもんですから、そういうところですね、森林組合が皆伐事業を受けておまして、市場の方に出荷を当然しておりますので、その時にいろんな情報のやり取りをした経緯があります。それを契機にかどうかはわかりませんが、事務方レベルではですね、市場と森林組合がいつこういった材を出すとか、そういった情報交換的なものからスタートしていると聞いて

おります。市場の方も森林経営計画は作っておりますので、わからない所は森林組合に支援を頼むといった取り組みを行われているようでして、今徐々にお互いができる部分の連携が始ってきたのかなということは感じております。以上です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君)

3 番

では、次にいきます。

ありがとうございました。それでは、最後でございますけど、森林環境税を利用した森林境界調査が進められており、森林組合の調査と合わせるとかなりの面積になると思いますが、調査区域と森林計画の進捗状況がどのようなかをお尋ねします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。林業専門監。

(林業専門監 河方勇一郎)

林業専門監

3つ目の質問の森林境界調査の進捗状況等について回答させていただきます。

白川町で実施した森林境界調査面積は令和5年度の見込みを含めて4,466ヘクタールです。白川町の森林面積は約2万1,000ヘクタールですので、町内の森林の約4分の1が調査済みということになります。内訳としましては、白川町森林組合が補助事業「森林整備地域活動支援交付金」を活用し、平成23年度から令和5年度の見込みを含めて13年間で2,686ヘクタールを調査しています。

白川町は「森林環境譲与税」を活用し、令和元年度から令和5年度の見込みを含め、5年間で1,780ヘクタールの境界を調査しています。森林計画の進捗状況ですが、森林境界を調査した森林4,466ヘクタールのうち、森林経営計画が作成されたのは14団地、1,257ヘクタールです。また、作成予定の森林が235ヘクタールありますので、森林境界調査した森林の約3分の1で森林経営計画が作成される見込みとなっております。

森林経営計画作成面積が少ない理由についてですが、白川町の調査した森林は、白川町森林組合や地籍調査が計画されていない森林において境界を明確化することを優先して取り組んでおります。なお、森林組合は、あの森林経営計画が作成できる可能性が高い森林を選定しまして、森林整備に繋げている取り組みで展開をしております。

森林境界調査は、森林整備を行うための基礎調査となりますので、今後は町が調査した森林整備の進め方も検討していきたいと考えております。以上です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君)

3 番

今の森林組合の調査と町での調査の比率が出ておりましたけれども、町の境界調査で実施した部分の約4%は経営計画が立ててあるということでございますが、やはり調査の結果として、整備をなささいよという形で調査してある部分はかなりあると思う。森林組合とよく相談していただき、組合で調査した所は当然ですが、町で境界をした所も早期にいわゆる経営計画ができるような方向へ持って行って頂けないかと思いますが、経営計画の面積を増やせばいいというものはありませんが、やはり森林整備をやるには経営計画を立てることが大前提ですので、その面積を増やす方向性について、いい案がないかをお尋ねしたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。林業専門監。

(林業専門監 河方勇一郎)

林業専門監

確かに、せっかく境界調査ができたのに森林整備が進まないというのは、改善する点ではあります。今のところはやはり、境界が分かる人がいるうちにできるだけ面積を進めたかったというのも実際としてはあるところですが、また、森林整備、経営計画の作成の検討についてですが、これからも境界調査の方は進めていきますので、それを追うように経営計画の策定についても取り組んでいく必要があると感じております。今のところ、課題として持ってこれから検討しなければいけないというのは、令和3年度の所有者数が岐阜県の森林簿からの調べなんですけど、5,875人の膨大な人数があり、今後の境界調査を進めていくに当たりまして統計上の数字5,875人のデータをどのように取りまとめしていくか、さらにそれを当然、所有者は代替わりをしたり、売買等もありますので、更新した場合に基データをどう更新していくかといったデータ管理部分の課題が少し大きいと思っております。今後、所有者の意向調査なども取り組んでいくべきだと考えておりますが、データの管理の仕方がしっかりしていないと、データ収集ただけで終わってしまう可能性もありますので、令和6年度はそのやり方をどのようにやっていくのが一番ベストなのかを検討をしていきたいと考えています。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君)

3 番

先ほど言いました、森林組合の森林計画の面積かなりの量になっておると思いますが、なかなか分かりずらいかもしれませんが、計画量に対しての市場への出荷量ということになるかもしれませんが、その辺の推移としてはどんな具合かお尋ねをいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。林業専門監。

(林業専門監 河方勇一郎)

林業専門監

地域の木材の出荷量ということで、今の境界明確をした所の推移としましては、数字として把握はしておりませんが東濃ヒノキ白川市場に出てきた町内産の原木の統計は取って推移の把握はしております。町全体の話になってしまいますが、令和4年度は約1万4,600リューベ程ありまして、令和5年度2月末現在は、1万5,500リューベほど出ております。この数字に、今月の3月分の2回の市が加わりますので、増加分としては、1,000から2,000になるのかなと見込んでおります。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君)

3 番

再質問ではないですが、こうして市場の量も増えてくるという事は大変良いことだと思います。森林組合につきましても、出来れば市場で取扱う量の1番くらいになってほしいという思いもございしますが、それについても専門監はこれで本職の方へお帰りになられるという事でございますが、これからも白川町の森林振興について、県の方の立場から見ていていただきたいということをお願いいたしまして、一般質問を終わりたいと思います。

議 長

3番 伊佐治優君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。ここで、暫時休憩をいたします。

(午後2時17分)

議 長

再開します。

(午後2時23分)

◇日程第3

議第2号 令和6年度白川町一般会計予算

議第3号 令和6年度白川町国民健康保険特別会計予算

議第4号 令和6年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算

議第5号 令和6年度白川町介護保険特別会計予算

議第6号 令和6年度白川町後期高齢者医療特別会計予算

議第7号 令和6年度白川町簡易水道事業会計予算

議 長

日程第3 議第2号「令和6年度白川町一般会計予算」、議第3号「令和6年度白川町国民健康保険特別会計予算」、議第4号「令和6年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算」、議第5号「令和6年度白川町介護保険特別会計予算」、議第6号「令和6年度白川町後期高齢者医療特別会計予算」、議第7号「令和6年度白川町簡易水道事業会計予算」以上6件を一括議題とします。

議 長

お諮りします。

本件については、議案の補足説明を省略し、直ちに予算決算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、予算決算審査常任委員会に付託することに決しました。

議 長

お諮りします。

白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を3月15日までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、審査期限は3月15日までとすることに決しました。

議 長

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

議 長

ただいま決定しましたとおり、本日はこれをもって延会とし、明日12日午前9時から15日までの予定で分館3階大会議室において予算決算審査常任委員会を開催します。

また、3月18日午後3時から本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。

本日はこれで終了します。ご苦労さまでした。

(午後2時26分 延会)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員